

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月30日
【事業年度】	第43期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）
【会社名】	第一商品株式会社
【英訳名】	DAIICHI COMMODITIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山中 教史
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神泉町9番1号
【電話番号】	03(3462)8011(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務本部長 岡田 義孝
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神泉町9番1号
【電話番号】	03(3462)8011(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務本部長 岡田 義孝
【縦覧に供する場所】	第一商品株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市中央区久太郎町3丁目5番13号) 第一商品株式会社 千葉支店 (千葉県千葉市中央区新町17番地13) 第一商品株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市東区葵2丁目3番15号) 第一商品株式会社 埼玉支店 (埼玉県さいたま市大宮区宮町1丁目114番1号) 第一商品株式会社 横浜支店 (神奈川県横浜市西区楠町14番地5) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第39期	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
営業収益 (うち受取手数料) (千円)	7,025,019 (6,673,522)	8,055,480 (7,659,882)	8,004,950 (7,648,909)	6,398,799 (6,098,221)	6,336,467 (5,888,709)
経常利益または経常損失 (千円)	322,790	1,749,498	1,552,165	19,643	441,321
当期純利益または当期純損失 (千円)	167,490	923,456	639,141	62,211	126,413
持分法を適用した場合の投資 利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	2,693,150	2,693,150	2,693,150	2,693,150	2,693,150
発行済株式総数 (千株)	16,227	16,227	16,227	16,227	16,227
純資産額 (千円)	8,206,714	8,967,922	9,295,462	9,049,235	8,616,156
総資産額 (千円)	36,928,576	41,087,527	45,268,700	43,980,381	44,880,954
1株当たり純資産額 (円)	530.50	580.55	602.14	586.19	558.14
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	10.00 (-)	20.00 (-)	20.00 (-)	20.00 (-)	20.00 (-)
1株当たり当期純利益金額ま たは1株当たり当期純損失金 額 (円)	10.80	59.73	41.40	4.03	8.19
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (修正自己資本比率) (注2) (%)	22.2 (41.8)	21.8 (35.8)	20.5 (36.2)	20.6 (35.0)	19.2 (31.0)
自己資本利益率 (%)	2.0	10.8	7.0	0.7	1.4
株価収益率 (倍)	22.9	7.4	14.3	101.2	-
配当性向 (%)	92.6	33.5	48.3	496.3	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	759,346	1,507,015	204,804	1,833,692	983,473
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	28,999	36,673	23,313	72,544	38,560
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	359,472	179,461	326,234	322,553	318,691
現金及び現金同等物の期末残 高 (千円)	2,743,698	4,034,579	3,889,836	5,328,431	4,064,825
従業員数 (人)	437	410	417	429	446
委託者資産保全措置率 (注3) (%)	-	-	-	-	-
純資産額規制比率 (注4) (%)	902.4	1,023.5	971.4	1,042.8	1,047.3

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る重要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 修正自己資本比率

$$\text{修正自己資本比率} = \frac{\text{純資産額}}{\text{総資産額()}} \times 100$$

(委託者に係る(株)日本商品清算機構または商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除く。)

3. 委託者資産保全措置率

$$\text{委託者資産保全措置率} = \text{委託者資産保全措置額} / \text{保全対象財産額()} \times 100$$

(商品先物取引業者である当社が委託者から預かった取引証拠金及び委託証拠金に、委託者の委託取引により発生した損益等を加減算した額から、(株)日本商品清算機構に取引証拠金として預託された額のうち委託者に返還請求権がある額を控除した額)

なお、第39期以降の委託者資産保全措置率は、保全対象財産額がないため記載しておりません。

4. 純資産額規制比率

純資産額規制比率は、商品先物取引法の規定に基づき同施行規則の定めにより算出したものであります。

5. 営業収益には消費税等は含まれておりません。

6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

7. 第43期の株価収益率及び配当性向は、当期純損失となったことにより記載しておりません。

2【沿革】

年月	事項
昭和47年11月	第一商品株式会社と高津商事株式会社の新設合併（資本金78,200千円） 大阪市北区に本店設置、大阪化学繊維取引所、大阪三品取引所、神戸生絲取引所、大阪砂糖取引所の商品取引員の許可を取得
昭和48年11月	大阪穀物取引所商品取引員の営業権を取得。営業圏拡大を目的に姫路支店、広島支店、高松支店、和歌山支店、津支店の5支店開設
昭和51年8月	商品取引啓蒙を目的とした商品取引広報センター<ピスク>を開設
昭和54年9月	東京第一商品株式会社を吸収合併し、渋谷支店、千葉支店を開設。東京砂糖取引所、東京穀物商品取引所、東京ゴム取引所にそれぞれ商品取引員としての許可を取得
昭和55年1月	東京繊維商品取引所の営業権を取得。日本橋支店を設置
昭和55年6月	本店を渋谷支店に移転（大阪本店は大阪支店となる）
昭和56年6月	金地金の現物売買を開始
昭和57年3月	東京金取引所（現東京商品取引所、貴金属市場）に商品取引員としての許可を取得
昭和59年10月	大阪化学繊維取引所、大阪三品取引所合併により大阪繊維取引所設立
昭和59年11月	東京金取引所、東京繊維商品取引所、東京ゴム取引所の三取引所合併により東京工業品取引所設立
昭和63年3月	総合情報センター（情報サービス部・電算部）を東京都文京区に設置
昭和63年12月	豊橋乾繭取引所に商品取引員としての許可を取得
平成2年2月	本店を東京都渋谷区神泉町10番10号に移転
平成4年10月	商品ファンド法に基づく第1次許可（運用法人）を取得
平成5年10月	東京穀物商品取引所と東京砂糖取引所の合併により東京穀物商品取引所設立 大阪穀物取引所、大阪砂糖取引所、神戸穀物商品取引所の合併により関西農産商品取引所設立
平成5年12月	名古屋穀物砂糖取引所（農産物市場）に商品取引員の許可を取得 名古屋繊維取引所（綿糸・毛糸市場）会員として加入
平成7年1月	神戸ゴム取引所（天然ゴム指数市場）に商品取引員としての許可を取得
平成7年5月	関門商品取引所（農産物市場）に商品取引員としての許可を取得
平成8年3月	日本証券業協会に株式を店頭登録
平成8年10月	名古屋穀物砂糖取引所、豊橋乾繭取引所、名古屋繊維取引所の合併により中部商品取引所設立
平成9年4月	関西農産商品取引所、神戸生絲取引所の合併により関西商品取引所設立
平成9年6月	大蔵省より金融先物取引業の許可を取得
平成9年10月	大阪繊維取引所、神戸ゴム取引所の合併により大阪商品取引所設立
平成11年4月	店頭サービス部を設置し、夜11時まで営業のイレブンサービスを開始
平成12年7月	外国為替証拠金取引「チャレンジャー」の販売を開始
平成14年4月	あしたば商品株式会社を吸収合併
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成17年4月	改正商品取引所法に基づく商品取引受託業務の許可を受ける
平成17年7月	関東財務局長より金融先物取引業の登録を受ける（関東財務局長（金先）第20号）
平成17年10月	外国為替証拠金取引（チャレンジャー）のホームトレード開始
平成17年12月	増資により資本金を26億9,315万円に変更
平成18年4月	東京穀物商品取引所、横浜商品取引所の合併により東京穀物商品取引所設立
平成18年8月	当社の1単元の株式数を1,000株から100株に引き下げる
平成18年12月	関西商品取引所、福岡商品取引所の合併により、関西商品取引所設立
平成19年1月	中部商品取引所、大阪商品取引所の合併により、中部大阪商品取引所設立
平成19年8月	本店を東京都渋谷区神泉町9番1号に移転
平成19年9月	金融商品取引法施行により関東財務局長より金融商品取引業の登録を受ける（関東財務局長（金商）第279号）
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
平成25年2月	東京穀物商品取引所が取引を終了 東京工業品取引所は東京商品取引所に商号変更 関西商品取引所は大阪堂島商品取引所に商号変更
平成25年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場

3【事業の内容】

当社は、親会社、子会社及び関連会社を有していません。

また、当社は、商品先物取引関連事業を主業務とする投資・金融サービス事業の単一セグメントであります。

1) 業務の概要

当社は、商品先物取引法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種の商品先物取引（商品先物取引法第2条第3項第1号から第4号に規定する現物先物取引、現金決済取引、指数先物取引及びオプション取引）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主業務とする商品先物取引関連事業を主たる事業としております。なお、当社が商品市場で行う各業務は、それぞれ商品先物取引法、同施行令、同施行規則など関連法令等による規制を受けております。

2) 商品先物取引の概要

商品先物取引とは、将来の一定時期に商品及びその対価の授受を約する取引であり、その約束の期日以前に「転売・買戻し」（買付けたものは転売し、売付けたものは買戻す）することにより、その差金だけを授受して取引を結了することができる取引でもあります。なお、約束の期日までに「転売・買戻し」を行わない場合には売方は現物を引渡し、買方は総代金を支払い現物を引き取って取引を結了させることも出来ます。対象となる商品は、大量取引に適し、取引が自由で需給の予想が難しく、価格変動がある、農産物（大豆、小豆等）、貴金属（金、銀、白金等）、砂糖（精糖、粗糖等）等です。

具体的には、商品先物取引の参加者（主として投機家）は、将来商品の価格が値上がりすると判断した時には商品先物取引業者を通じて市場で商品の買付けを行い、値下がりすると判断した時には売付けを行うこととなります。その後、予想どおりに商品の価格が変動した場合は将来の一定期日を待たずに、転売・買戻しを行い差金決済を行うことにより利益を得ることができます。（ただし、将来の価格について反対の予想をした取引参加者の場合は同人の損失となります。なお、取引の相手方が当社となる場合もあります。）また、制度上総取引額の5～10%の少額の資金（証拠金）で参加者は取引が可能であります。

かかる商品先物取引の特色から、商品先物市場においては、企業が資金の効率的運用、リスク回避の機会として利用するだけでなく、多数の投機家が、資金運用の一对象として、少額資金で多額の利益を求めて取引に参加するハイ・リスク、ハイ・リターンの取引が行われます。このような個人投機家の取引が、商品先物市場で行われる取引高の大きな割合を占めています。

受託業務については商品取引所で定められた委託手数料が商品先物取引業者により徴収され、また、取引参加者は取引のための委託証拠金を商品先物取引業者に預託しますが、それらに関して様々な保全制度が取られております。（委託者債権の保全制度参照）

3) 受託業務の内容

顧客より委託を受けて商品市場における取引を執行する業務であります。

当社は、平成23年1月1日施行の商品先物取引法に伴い、商品先物取引法第190条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品先物取引業者として、農林水産大臣及び経済産業大臣より平成22年12月24日付けにて許可を受けております。（許可番号：農林水産省「農林水産省指令22総合第1337号」、経済産業省「平成22・12・13商第19号」。）

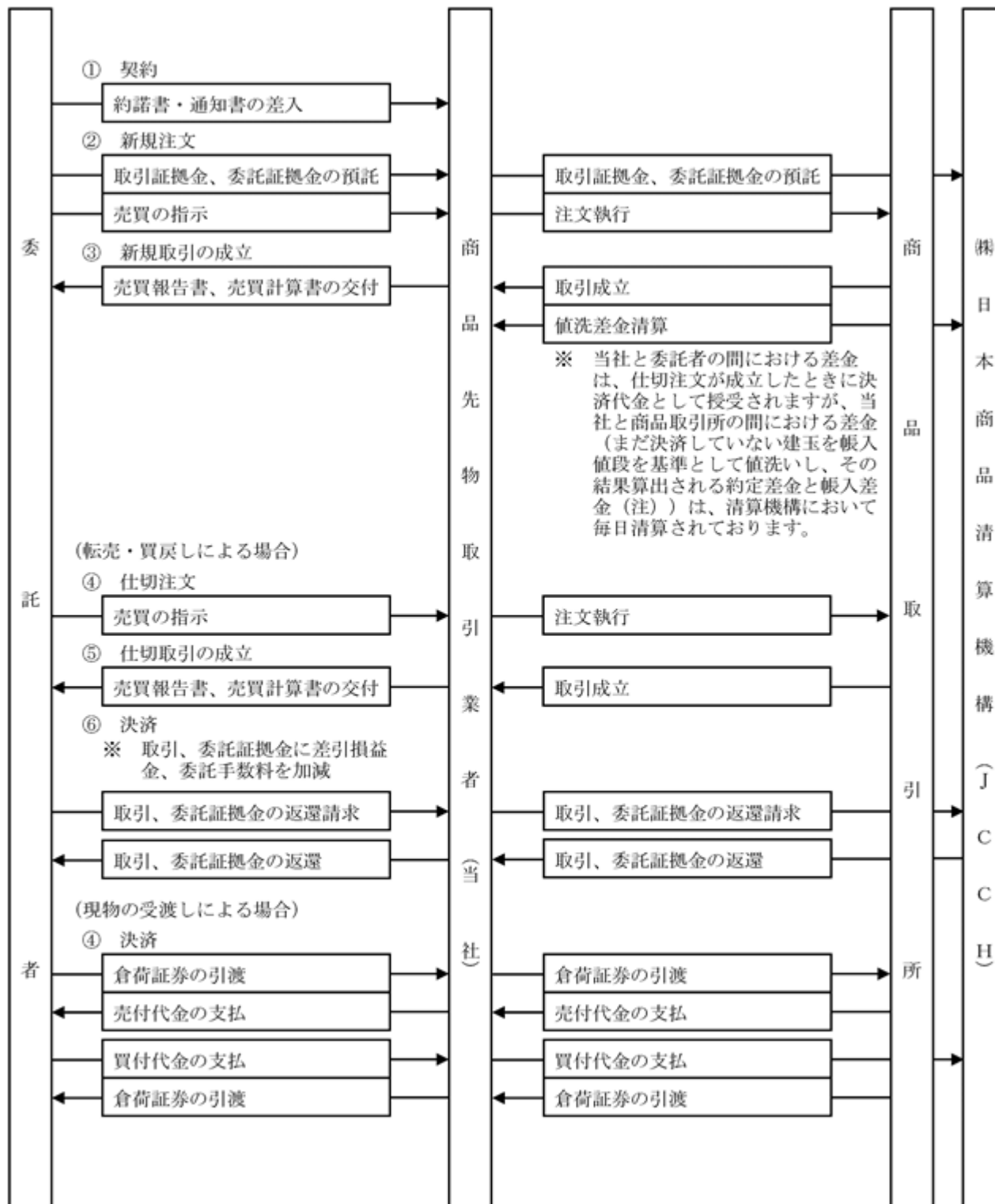
同法は、昭和42年の改正（昭和43年施行）により、それまでの登録制から許可制へ移行（3年間の経過措置）し、その後昭和50年には4年毎の許可更新制、さらに平成2年には資本の額及び組織形態による第1種・第2種の区分許可制が導入されております。なお、平成17年5月施行の改正商品取引所法により、第1種・第2種の区分については廃止となっております。

当社は、当社の前身であります共栄商事株式会社が昭和46年1月25日に最初の許可を取得して以来、引き続き商品先物取引業者として業務を行ってきております。

取引所名	東京商品取引所	大阪堂島商品取引所
貴金属市場		
アルミニウム市場		
ゴム市場		
石油市場		
中京石油市場		
農産物・砂糖市場		
農産物市場		
砂糖市場		
農産物・飼料指数市場		
水産物市場		
上場商品名	金（標準取引・ミニ取引）、銀、白金（標準取引、ミニ取引）、パラジウム、金オプション、アルミニウム、RSS3号、ガソリン、灯油、軽油、原油、一般大豆、小豆、とうもろこし、粗糖	米国産大豆、小豆、とうもろこし、米穀、粗糖、国際穀物等指数、冷凍えび

また、外国為替証拠金取引「チャレンジャー」の販売業務も行っております。

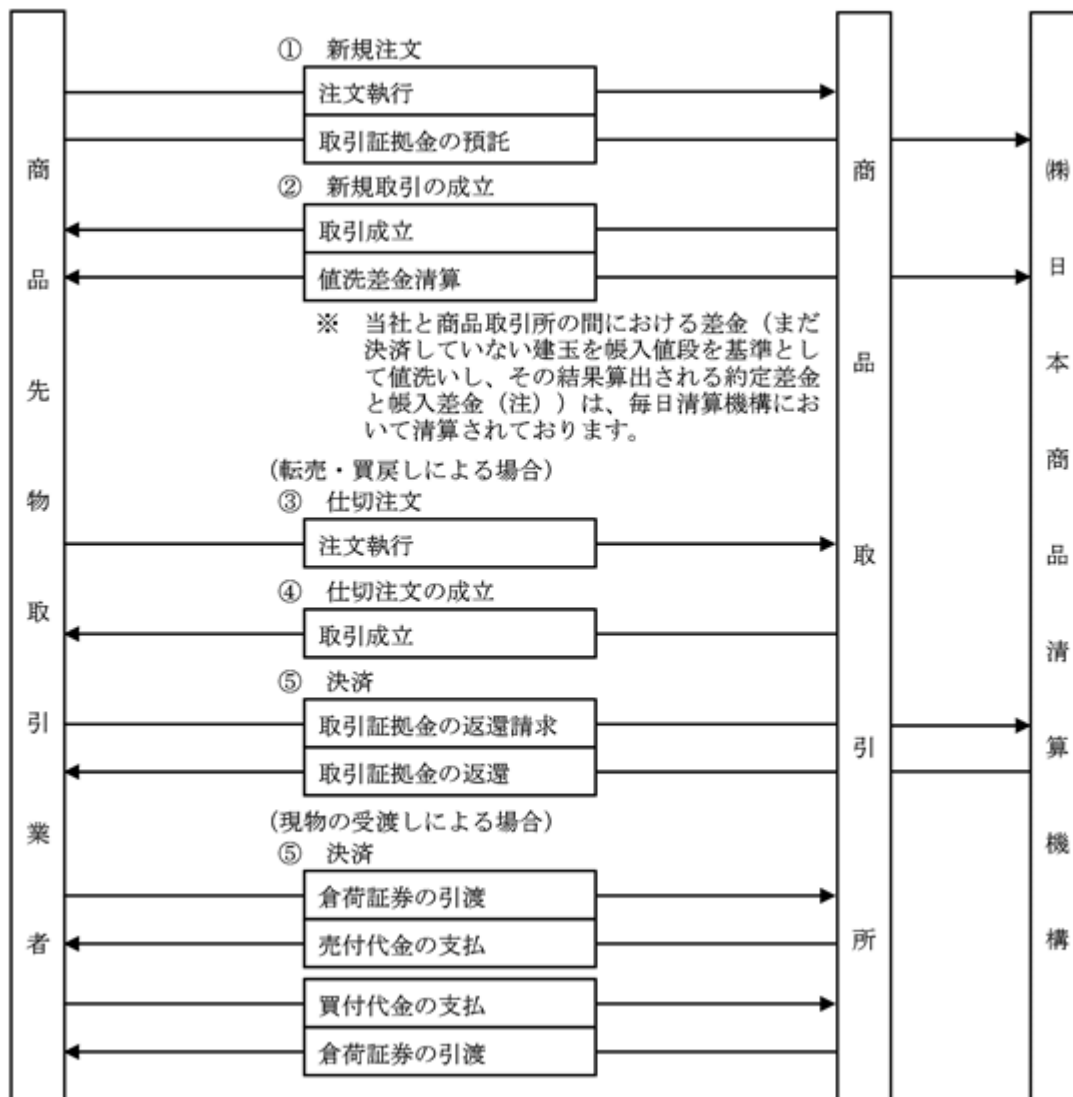
なお、取引経路は、次に図示するとおりであります。



4) 自己売買業務の内容

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。

なお、取引経路は、次に図示するとおりであります。



(注) 値洗い制度

商品取引所で、営業日毎に商品別、限月別に諸計算の基準となる帳入値段が決定されます。

商品取引所は、会員がその日に取引した約定値段をその日の帳入値段に引き直し（これによって生ずる差金が「約定差金」であります。）、前日の建玉についても、前日の帳入値段をその日の帳入値段に引き直し（これによって生ずる差金が「帳入差金」であります。）、日々会員との間で差金の受払をしており、会員の建玉は毎日その日の帳入値段に引き直され、限月毎のすべての売買約定が単一化されております。この制度が値洗い制度であります。

値洗い制度は、商品取引所の事務上の利便さがあるほか、決済の安全確保に効果があり、わが国の全ての商品取引所で採用されております。

5) 従たる業務の内容

以下の各業務を行っております。

商品投資販売業

金融商品取引法に基づき、有価証券の募集もしくは売出しの取扱または私募の取扱をしております。

店頭外国為替証拠金取引

店頭外国為替証拠金取引（当社開発商品名「チャレンジャー」）を主軸とした外国為替取引の販売業務であります。

これは米ドル、ユーロ、英ポンド等の外国通貨を委託者との間で売買する取引で、原則、委託者の売買注文についてはカバー取引を行うもので、この取引業務をするにあたっては金融商品取引法における金融商品取引業者の登録を受けております。また、委託者の預り資産については、「金融商品取引業等に関する内閣府令」が定めるとおり区分管理をする等、この取引に付随する業務は、金融商品取引法、金融商品取引法施行令、金融商品取引業等に関する内閣府令など関連法令等に基づき行っております。

当社としても、今後さらに大きな成長を期待しております。

金融商品取引業

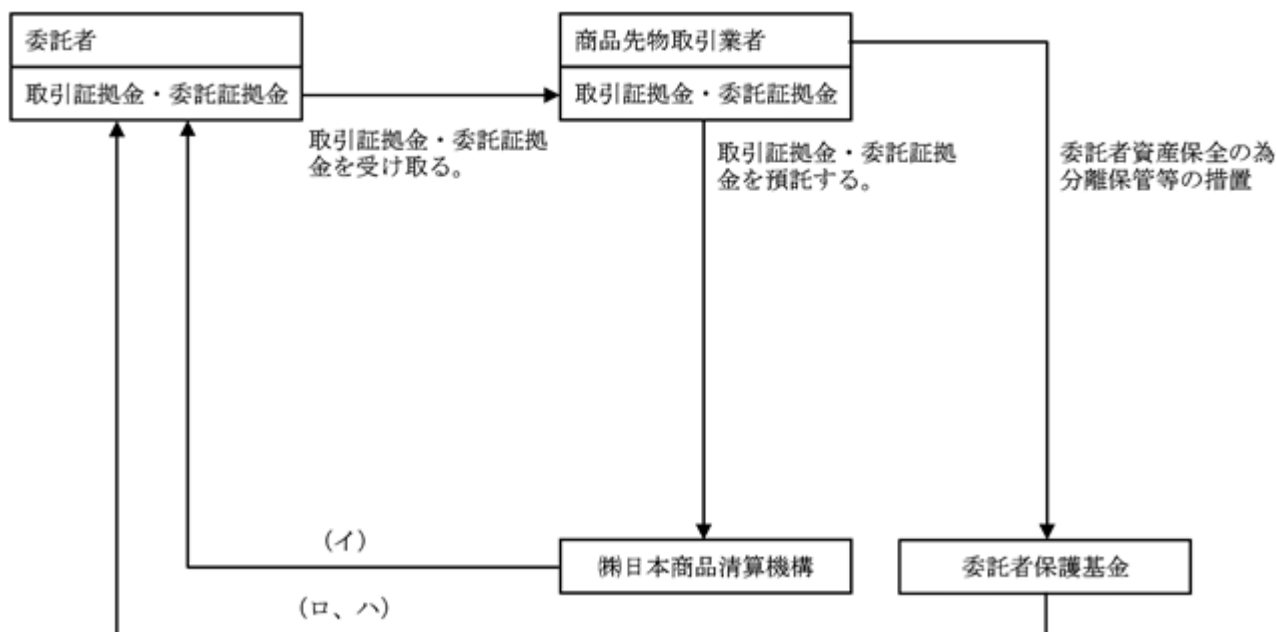
金融商品取引法に基づき、金融商品取引所における取引を行う業務及び受託を行う業務であります。（登録番号、関東財務局長(金商)第279号）

その他

金・銀・白金・パラジウム等貴金属の現物販売及び上場商品に関する情報提供等を行っております。

6) 委託者債権の保全制度

商品先物取引業者取引の担保として預託された委託証拠金等、取引のための委託者の資金は、取引証拠金として(株)日本商品清算機構(以下、清算機構)に差し入れられるほか、商品先物取引法に定められた以下の保全措置がはかられています。



(イ) 取引証拠金制度

商品先物取引業者は、委託者が取引の担保として預託する取引証拠金を清算機構に預託することを原則としております。

また、委託証拠金として預託した場合には、商品先物取引業者は、預託を受けた額以上の取引証拠金を清算機構に預託します。

万が一、商品先物取引業者に債務不履行(違約)等が発生した場合、委託者は、清算機構に預託されている取引証拠金に対して、清算機構にその返還を直接請求することができます。

(ロ) 分離保管制度

商品先物取引業者は、委託者の資産を原則として清算機構に預託していますが、清算機構に預託されたものを控除した委託者資産を保全する為、分離保管制度の核となっている委託者保護業務を行う会員組織の法人である委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金（以下、委託者保護基金）に加入が義務付けられております。

商品先物取引業者は、委託者保護基金への預託、委託者保護基金の保証、信託、銀行保証のいずれか方法により、委託者資産の保全措置が義務付けられております。

また、委託者保護基金は、商品先物取引業者が一般委託者に対する円滑な弁済が困難と認めたものに対し1千万円を限度とする支払業務や、資金の貸付等をおこなっております。

(ハ) 委託者資産の保全とペイオフ

委託者資産は、清算機構に預託されている取引証拠金と、委託者保護基金による保全措置により全額保全されていることとなります。

しかし、商品先物取引業者が、倒産等により、委託者が取引証拠金等の債権の弁済を商品先物取引業者から受けられない事態が発生し100%弁済されなかった場合、委託者保護基金が、弁済されなかった分について1千万円を限度として支払うペイオフ制度を適用します。

(二) 外国為替証拠金取引のお客様財産の管理方法

外国為替証拠金取引では、金融商品取引法及び関連法令に基づきお客様から預託を受けた証拠金を取引業者の固有財産と区分して管理することが義務付けられています。これにより、お客様からお預りした資産（証拠金・実現損益・評価損益・スワップポイント等）は銀行へ金銭信託することにより顧客区分管理しています。万が一、当社が破綻した場合でもお客様の資産は銀行から受益者代理人を通じて返還されることとなります。

当社は毎営業日に値洗いを行い、顧客区分管理に必要な金額を算出しています。このとき信託内の資産が顧客区分管理に必要な金額を下回る場合には、遅くとも翌々営業日までに金銭の追加を行うことで信託内の資産が信託されるべき金額を上回るようにします。

4【関係会社の状況】

当社は、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数	平均年間給与（円）
446	35.9	10年2月	4,752,990

(注) 1．年間平均給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

2．当社は、商品先物取引関連事業を主業務とする投資・金融サービス事業の単一セグメントのため、セグメント情報は記載しておりません。

(2) 労働組合の状況

当社に労働組合はなく、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当期における我が国経済は、政府の経済政策や日本銀行による大規模な追加金融緩和政策を背景に、雇用・所得環境などに改善傾向が見られ景気は緩やかな回復基調となりました。しかしながら、消費税率引上げによる駆け込み需要の反動や円安による物価上昇により、個人消費の落ち込みの長期化が見られるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。また海外においては、米国経済が堅調に推移する一方で、原油価格の急落、欧州の債務問題、緊迫する中東情勢、中国その他新興国経済の鈍化などが懸念されております。

一方、当商品先物取引業界におきましては、期初から夏場までは商品相場や為替の値動きが極めて乏しかったことから取引が手控えられる傾向にありましたが、10月以降は急速な円安進行に加え、米国の景気回復見通しの高まりや原油価格の下落などにより、商品価格が大きく変動し、出来高回復の兆しが見られました。しかし、第4四半期後半の2月以降、為替レートが1ドル=120円前後で推移したことや日経平均株価が15年ぶりに高値を付けるなど、金融市場が安定して推移した結果、上場商品の価格が概ねボックス圏の値動きとなり、国内商品先物取引市場の当期の売買高は46,027千枚（前期比4.9%減）となりました。

このような状況の中、当社におきましては、上記の経済や当業界等の情勢により円安進行やギリシャ問題・世界的株安などリスク回避の動きが活発となったことで、主力取扱商品である金価格も一時的には大きな値動きを見せ当社の売買高は堅調に推移しましたが、2月以降NY市場の金価格が下落したため、当社もその影響を受け予想以上に取引が伸びず、当期における当社の商品先物取引売買高は678千枚（前期比1.1%増）となりました。

この結果、当期における営業収益は6,336百万円（前期比1.0%減）、営業利益は34百万円（前期は243百万円の損失）、経常利益は441百万円（前期は19百万円の損失）となりましたが、第2四半期決算において繰延税金資産の取り崩しによる法人税等調整額512百万円を計上したことにより、126百万円の当期純損失（前期は62百万円の利益）となりました。

イ．当事業年度における営業収益はつぎのとおりであります。

1) 受取手数料

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
商品先物取引		
現物先物取引		
農産物市場	75	187.5
農産物・砂糖市場	10,511	88.9
貴金属市場	5,252,732	96.9
ゴム市場	21,934	102.9
石油市場	9,258	87.6
中京石油市場	18	96.3
小計	5,294,529	96.9
現金決済取引		
石油市場	4,351	219.1
小計	4,351	219.1
商品先物取引計	5,298,880	96.9
外国為替証拠金取引	589,828	93.4
合計	5,888,709	96.6

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 委託者の実現・含み損益は、当然のことながら対象商品の価格の変動によって左右されるものであります。

2) 売買損益

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
商品先物取引		
現物先物取引		
貴金属市場	1,948	86.4
小計	1,948	86.4
商品先物取引計	1,948	86.4
商品売買取引	130,632	279.8
合計	128,684	289.6

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

ロ．商品先物取引の売買高に関して当事業年度の状況はつぎのとおりであります。

1) 商品先物取引の売買高の状況

市場	委託(枚)	前年同期比(%)	自己(枚)	前年同期比(%)	合計(枚)	前年同期比(%)
現物先物取引						
農産物市場	11	68.8	27,200	566.7	27,211	564.9
農産物・砂糖市場	8,602	85.1	-	-	8,602	85.1
貴金属市場	651,396	101.2	6,696	88.3	658,092	101.1
ゴム市場	11,368	103.8	-	-	11,368	103.8
石油市場	4,965	87.2	-	-	4,965	87.2
中京石油市場	26	92.9	-	-	26	92.9
小計	676,368	100.9	33,896	273.8	710,264	104.0
現金決済先物取引						
石油市場	2,379	222.1	-	-	2,379	222.1
小計	2,379	222.1	-	-	2,379	222.1
合計	678,747	101.1	33,896	273.8	712,643	104.2

(注) 1．主な商品別の委託売買高とその総売買高に対する割合は、つぎのとおりです。

取引所名	銘柄名	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)		当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	
		委託売買高 (枚)	割合(%)	委託売買高 (枚)	割合(%)
東京商品	金	384,655	57.3	323,887	47.7
東京商品	白金	240,399	35.8	315,020	46.4
東京商品	ゴム	10,947	1.6	11,368	1.7
東京商品	とうもろこし	7,253	1.1	7,004	1.0
東京商品	銀	13,165	2.0	6,881	1.0
東京商品	パラジウム	5,438	0.8	5,608	0.8
東京商品	ガソリン	3,971	0.6	3,525	0.5
東京商品	原油	1,071	0.2	2,379	0.4
東京商品	灯油	1,726	0.3	1,440	0.2
東京商品	一般大豆	2,217	0.3	1,144	0.2

2．商品先物取引における取引の最低単位を枚と呼び、例えば金1枚は1kg、とうもろこし1枚は50tというように1枚当たりの数量は商品ごとに異なります。

八．商品先物取引に関する売買高のうち当事業年度末において反対売買等により決済されていない建玉の状況はつぎのとおりであります。

1) 商品先物取引の未決済建玉の状況

市場	委託(枚)	前年同期比(%)	自己(枚)	前年同期比(%)	合計(枚)	前年同期比(%)
現物先物取引						
農産物市場	4	-	-	-	4	-
農産物・砂糖市場	232	29.5	-	-	232	-
貴金属市場	45,297	116.6	2	-	45,299	116.6
ゴム市場	277	40.8	-	-	277	40.8
石油市場	237	89.1	-	-	237	89.1
中京石油市場	2	100.0	-	-	2	100.0
小計	49,049	113.5	2	-	46,051	115.7
現金決済先物取引						
石油市場	160	551.7	-	-	160	551.7
小計	160	551.7	-	-	160	551.7
合計	46,209	113.8	2	-	46,211	116.0

(注) 未決済建玉数は、未決済の売建玉枚数と買建玉枚数の合計であります。

(2) キャッシュ・フロー

当期における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前期に比べ1,263百万円減少し、当期末には4,064百万円となりました。なお、当期におけるキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当期において営業活動の結果支出した資金は983百万円(前期末1,833百万円の収入)となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上、売掛金及び買掛金の減少等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当期において投資活動の結果得られた資金は38百万円(前期末72百万円の支出)となりました。これは主に敷金の回収等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当期において財務活動の結果支出した資金は318百万円(前期末322百万円の支出)となりました。これは主に配当金の支払い等によるものであります。

2【対処すべき課題】

当社を取り巻く商品先物市場は、為替相場の変動を契機に秋口から盛り返しの気配が見られましたが、総体的には、一段と厳しさが増しております。そのような中、アベノミクスの第3の矢といわれる「民間投資を喚起する成長戦略」の取組として、規制緩和等によって民間企業が真の実力を発揮できる社会を目指す「規制改革実施計画」が策定され、商品先物取引に関しても、平成27年1月に「勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行う。」とされたことを受け、同年6月より不招請勧誘規制の緩和に係る商品先物取引法施行規則等の改正が行われました。

こうした情勢の下、当社は従来より新聞広告とテレビCM、そして民法テレビでの投資情報番組を提供することで信用や社会的認知度の向上をはかり、より多くのお客様に商品先物取引を理解していただくために、各地の支店ごとにセミナーを開催し、お客様のニーズに合わせた情報提供を積極的に行ってまいりました。今後はさらに来店型店舗を拡充し、より満足度の高いサービスを提供することで、地域社会やお客様、株主の皆様との信頼関係をより強固なものとし、当社が目指す「商品先物取引の大衆化」の実現のためにも、商品先物取引や金地金現物取引、外国為替証拠金取引のさらなる普及に取り組み、企業価値の向上を目指してまいります。

今後、従来にも増して商品先物市場の環境変化やお客様ニーズを的確に反映した質の高いサービスの提供に努めるとともに、内部統制の強化と人材の育成に取り組み、適切なリスク管理を通じて健全な財務と安定した経営基盤の確立に努めてまいります。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の概況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 商品先物取引に係る事業等のリスク

商品先物市場の取引は商品先物取引法（以下、法という）に基づき、各取引所において規定された制度及びルールにより行われております。また、法により、主務大臣の許可を受けたもの（商品先物取引業者）のみが、商品先物取引の受託（お客様の注文の仲介）を行うことができます。

従いまして、商品先物取引業者特有の事業等のリスクが存在いたします。

許可の取り消し

当社は商品先物取引業者として、農林水産省及び経済産業省所轄の取引所における上場商品の受託を行っております。当社が法はもとより、制度、ルールに抵触する行為を為した場合、主務大臣により、許可を取り消される場合があります。

また同様な事由で、定期的な、または法改正等による特別な許可更新の際に、許可の更新が受けられない場合があります。その場合には、当社は商品先物取引の全部または一部の受託をすることができなくなります。

違約

各取引所の各上場商品は経済的、政治的要因等によって価格を上下させ、市場の参加者は日々、帳入差金及び約定差金（以下、場勘定という）の清算（受け払い）を翌日(T + 1)で行います。何らかの原因により取引所に対しての支払が滞った場合（違約）、法により即刻市場から退場しなければなりません。違約が起る可能性としては、当社として委託に係る取引によるものであれ、自己の計算によるものであれ、支払資金の不足による場合、及び可能性は低いもののシステム障害等、不慮の事故による場合が想定されます。これまでの違約発生事例（違約を起こした企業は全て廃業または倒産しております）では清算資金不足の場合だけであります。

行政処分

行政処分のうち収益に多大な悪影響を及ぼすケースとして、長期に亘る商品先物取引業の停止処分が想定されます。短期の場合、社会的信用等の問題を別にすれば、収益に対する影響は軽微なものであると思われませんが、監督官庁が極めて悪質なルール違反等があると認定した場合には数ヶ月（実態上は、許可取り消しと同等の重い処分）という事例があります。

過剰金

当社は商品先物取引業者の自主規制団体である日本商品先物取引協会に加盟しておりますが、業界としての自主規制ルール（加盟各社はそのルールに準拠した社内規定である受託業務管理規則を制定しております）に抵触した場合、過剰金の支払いを命じられる場合があります。十分な説明を行わず多大な取引をさせたり、公金取扱者と知りながら資金に見合わない取引をさせたりした場合等、受託業務管理規則を遵守せず、不当な勧誘や取引をさせた場合には、数百万円から数千万円の制裁を受けることになります。

紛議

当社はお客様第一主義を掲げ、無理な勧誘や取引の強要等を厳に慎むよう、日々の業務指導は勿論のこと、定期的な研修会などにおいてもコンプライアンスとおお客様の主体性を尊重するよう従業員を統制、指導しておりますが、基本的に受託業務管理規則に沿った取引であっても、現場において意思疎通を欠いたり、行き違いがあったりすると、お客様の苦情につながり、結果的に紛議となる場合があります。その場合、紛議解決のための協議和解や訴訟の場合の支払い命令等により、費用が発生する場合があります。

訴訟

平成27年3月末において、訴訟損失引当金を計上したものの以外で商品先物取引の受託に関し、当社を被告とする損害賠償請求件数が29件（請求額1,250,796千円）となっております。

また、外国為替証拠金取引に関しては、当社を被告とする損害賠償請求件数が2件（請求額80,645千円）となっております。

損害賠償請求に係る訴訟に対して、当社は不法行為がなかったことを主張しておりますが、いずれも現在手続きが進行中であり、現時点で結果を予想することは困難であります。

法的規制等について

平成17年5月の改正商品取引所法、また平成23年1月の商品先物取引法の施行によって、制度やルールが変更され、規制強化の方向が打ち出されております。収益構造やコンプライアンスに対して、より緻密な経営が求められる現状であると認識しております。また、変更される制度やルールに対する迅速な対応として社内の管理体制、諸制度等の整備が必要であると同時に、企業統治の面からも、経営監視機能の強化が求められるものと考えております。

これまで改正の法及び各種制度・ルールの内容については、当社の経営や営業方針を大きく変更させるものではないと認識しておりますが、今後の展開によっては当社の経営成績に影響が出る場合があります。

また、当社は、商品先物取引法及び同施行規則に基づき、純資産額規制比率による制限が設けられています。純資産額規制比率とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として主務省令で定めるところにより算出した額に対する比率であります。

当社の純資産額規制比率は平成27年3月31日現在1,047.3%ですが、120%を下回る事態が生じた場合には、主務大臣は商品先物取引業者に対し商品取引受託業務の方法の変更等を、また、100%を下回る場合には3ヶ月以内の期間の業務の停止を命じることができ、業務停止命令後3ヶ月を経過しても100%を下回り、かつ、回復の見込みがないときは商品先物取引業者の許可を取り消すことができるとされています。

当社の主力商品について

当社は貴金属を中心に業を展開しております。そのため貴金属、とりわけ金市場の値動きが乏しい場合や金に対する投資家、投機家の関心が後退した場合には、受取手数料への影響が軽微では済まないリスクが想定されます。

当社の商品先物市場における受取手数料5,298百万円のうち、金を中心とした貴金属の受取手数料は5,252百万円と99.1%を占めております。

(2) 外国為替証拠金取引に係る事業等のリスク

当社が販売します外国為替証拠金取引「チャレンジャー」は23通りの組み合わせを投資家に提供することでお客様の資力・経験や取引ニーズに応えることにより、お客様から更なる信用と信頼を得ております。

外国為替証拠金取引預け金について

当社の外国為替証拠金取引「チャレンジャー」は、預り証拠金の増減に伴い、海外の銀行や金融ブローカー(以下「海外取引業者」と呼ぶ。)に対する当社の預け金も段階的に増減致します。当社が取引する海外取引業者は全て、下記の法的規制における自己資本規制比率を規定する法律においてそのリスクが最小と認められる(指定格付)ランクであります。これらの海外取引業者の経営が破綻する等のことが発生した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

法的規制等について

当社の外国為替証拠金取引「チャレンジャー」に関する業務は、金融商品取引法、金融商品販売法及び関連法令の適用を受けております。外国為替証拠金取引の業務を行うには、同法に基づき金融商品取引業者の登録をする必要があり、金融商品取引業者は同法及び関連法令において、受託等に係る財産の区分管理、自己資本規制比率、勧誘や広告等に関する規制を受け、これらの法律に違反することがあった場合には、業務停止などの行政処分が行われることがあります。

当社はこのような法的規制に対応すべく社内の管理体制、諸制度等の整備をしまし、コンプライアンス(法令遵守)面においても万全の体制を整えていると考えておりますが、もしこれらの法律に違反等することがあれば業績に少なからぬ影響を与える可能性があります。

また、当社は金融商品取引法及び金融商品取引業に関する内閣府令に基づき自己資本規制比率による規制が課せられております。自己資本規制比率は、財務の健全性を計る重要な財務指標で120%以上維持しなければならず、100%を下回った場合には、業務停止命令や、金融商品取引業者の登録が取り消される可能性があります。なお、当社の平成27年3月31日現在の自己資本規制比率は305.4%であります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

6【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表作成にあたりまして、会計記録が適切であり、当社の役員及び内部統制上重要な役割を有する従業員による、財務諸表に重要な影響を与える違法または不正な行為がないことを十分に調査し、当社監査人たる海南監査法人に必要な帳簿、証憑等を提示しております。

また、時価が著しく下落した有価証券及び実質価値が著しく下落した市場価格がない株式及び評価額が著しく下落した不動産につきましては、必要な減損処理をすると共に、取り立て不能のおそれのある債権につきましては、必要と認められる額の引当金を計上しております。

さらに、無担保未収金や貸付金について債務者と取り交わした弁済計画書等による回収予定が滞った場合等は適宜、引当金の追加計上を行う考えであります。

(2) 当期における経営成績の分析

当期における我が国経済は、政府の経済政策や日本銀行による大規模な追加金融緩和政策を背景に、雇用・所得環境などに改善傾向が見られ景気は緩やかな回復基調となりました。しかしながら、消費税率引上げによる駆け込み需要の影響や円安による物価上昇により、個人消費の落ち込みの長期化が見られるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。また海外においては、米国経済が堅調に推移する一方で、原油価格の急落、欧州の債務問題、緊迫する中東情勢、中国その他新興国経済の鈍化などが懸念されております。

一方、当商品先物取引業界におきましては、期初から夏場までは商品相場や為替の値動きが極めて乏しかったことから取引が手控えられる傾向にありましたが、10月以降は急速な円安進行に加え、米国の景気回復見通しの高まりや原油価格の下落などにより、商品価格が大きく変動し、出来高回復の兆しが見られました。しかし、第4四半期後半の2月以降、為替レートが1ドル＝120円前後で推移したことや日経平均株価が15年ぶりに高値を付けるなど、金融市場が安定して推移した結果、上場商品の価格が概ねボックス圏の値動きとなり、国内商品先物取引市場の当期の売買高は46,027千枚（前年同期比4.86%減）となりました。

このような状況の中、当社におきましては、上記の経済や当業界等の情勢により円安進行やギリシャ問題・世界的株安などリスク回避の動きが活発となったことで、主力取扱商品である金価格も一時的には大きな値動きを見せ当社の売買高は堅調に推移しましたが、2月以降NY市場の金価格が下落したため、当社もその影響を受け予想以上に取引が伸びず、当会計期間における当社の商品先物取引売買高は678千枚（前期比1.1%増）となりました。

この結果、当期における営業収益は6,336百万円（前年同期比1.0%減）、営業利益は34百万円（前期は243百万円の損失）、経常利益は441百万円（前期は19百万円の損失）となりましたが、第2四半期決算において繰延税金資産の取り崩しによる法人税等調整額512百万円を計上したことにより、126百万円の当期純損失（前期は62百万円の利益）となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当商品先物業界では平成17年5月の商品取引所法、外国為替証拠金取引業界においては同年7月の改正金融先物取引法により、制度やルールが大幅に変更され、規制強化の方向が打ち出されました。そして平成19年9月の商品取引所法、金融商品取引法の改正・施行を経て、平成21年7月には商品取引所法が商品先物取引法に改定され、三段階に分けて施行されることとなりました。平成23年1月に施行された商品先物取引法においては不招請勧誘の禁止等が織り込まれ、各商品先物取引業者は、これまで以上に法令・諸規則の理解を深めるとともに、より広いレベルの内部監査体制が求められるとっております。

また、商品（コモディティ）及び金融商品は、グローバルに展開していく中で、取引形態の多様性と相俟って、価格・為替の変動リスクを常に内包しているため、絶えず業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、現在の経営環境の変化を踏まえ、コンプライアンス重視の基盤を再構築すると共に、お客様満足度の向上、お客様サービスのさらなる充実、お客様のニーズへの的確かつ積極的な対応をはかっており「お客様から選ばれる企業」をめざして経営体制の一層の強化に努めてまいります。

(4) 戦略的現状と見通し

2015年度の世界経済は、原油相場の先行き不透明感が世界景気に大きな影響を与えようとしている中、米国ではFRBの金融政策の正常化を金融市場が消化できず、個人消費に対する圧迫から景気減速が予想され、また、ユーロ圏においてはギリシャのデフォルト懸念の再燃から内需の鈍化と圏外輸出にブレーキがかかるなど、総体的に大きな懸念材料を抱え脆弱な状況下にあります。

我が国経済は、政府による経済対策が国内市場に緩やかな刺激を与え、また2020年の東京オリンピック開催を控えた内需の盛り上がりには期待は持たれますが、一方で、消費増税を先送りしたことは財政再建に暗雲が立ち込み、財政収支が悪化することにより低所得者対策や社会保障への充実も後退し、結果的には消費マインドが落ち込む可能性もあります。さらに、引き続き緊迫する中東情勢は原油価格に大きな影を落とすことになり、アジアインフラ投資銀行（AIIB）問題を含め、日本国内の経済・景気回復には多くの懸念材料が残されています。

国内金市場は、今年1月に1g当たり4,958円を付けて以来、4,000円台後半での一進一退を続けております。一方、米国市場は、利上げ時期の後ずれや景気減速といった見通しから、ドル高基調の中でも1,200ドルを挟んでの底堅い動きとなっております。この水準において金の消費量が二強と呼ばれる中国やインドが、今後も外貨準備や宝飾需要から金の調達意欲を示すようであれば、国内金市場の人気も更に高まって活況を呈するものと思われます。また、ギリシャ問題での欧州中央銀行（ECB）の金融政策が不調となるようであれば投資家のリスク回避は一層強まり、さらに中東イエメンの情勢次第では近隣産油国への影響も色濃くなるため、安全資産として金の需要はますます増加するものと思われます。

当社では、引き続き金市場に経営資源を集中させ、金を中心としたリテール営業の積極展開と更なる情報サービス提供の充実を図ってまいります。今まで以上にテレビCMや番組提供などメディアを積極的に活用した啓蒙活動を推し進め、お客様の身近な資産運用パートナーとして「お客様の収益を第一に」、「お客様満足度の向上」、「店舗数の拡大」、「従業員増員」の早期実現を目指す所存です。また、平成25年に閣議決定された「規制改革実施計画」を受けて、本年6月には商品先物取引法施行規則の改正による顧客保護と市場活性化の両面から検討された規制緩和策が後押しするものと見込まれることから、当社への反響はますます高まるものと期待しております。

外国為替証拠金取引（FX取引）分野においては、世界経済から見た基礎的需給環境が円安方向に傾きつつある中で、欧米間での金融政策にはまだまだ格差が生じていることから利上げ問題を踏まえた金融市場のボラティリティが一層高まるものと予想されます。そうした情勢は金利差を生む外貨取引の追い風と見られ、当社が取り扱うFX取引は長期的スパンで見た場合の「金利商品」に位置付けられていることから、お客様ニーズの増加とともに更なる飛躍があるものと見込んでおります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当期末の総資産は、委託者差金の増加（2,624百万円）、売掛金の減少（618百万円）や外国為替取引預け金の減少（609百万円）などにより、900百万円増加し、44,880百万円（前期比2.0%増）となりました。

負債は、預り証拠金の増加（3,647百万円）、買掛金の減少（2,125百万円）などにより、1,333百万円増加し、36,264百万円（前期比3.8%増）となりました。

純資産合計は、当期純損失126百万円を計上し、配当金の支払308百万円等により433百万円減少し、8,616百万円（前期比4.8%減）となりました。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

商品先物ビジネスの環境変化を踏まえ、強固な経営体制の構築は不可欠であり、経営の効率化とコンプライアンスの一層の徹底をはかる所存です。特に財務におきましては健全化と効率的な資本活動をめざし、財務処理が適正かつ適宜対応出来る組織を作ります。また、各部署において内外共に信頼と信用を確保できる環境を整え、各種規程を整備しそれらを適正に適用出来る管理体制を敷き、金融サービス業として環境の変化に即対応できる社内体制の整備をいたします。今後は多様化する金融総合サービス時代に的確に応え、お客様をよく理解し、個々のニーズにあわせた大胆で新しく柔軟な金融商品を提供してまいります。

さらに当社の経営主体である先物取引はレバレッジを効かせた商品設計をしており、日々変動する政治・経済の動きに敏感に反応し大きな変動を起こしますが、世界的な金融不安のような予測不可能な事態の発生等にも、迅速に対応できるよう努力してまいります。このような状況を絶えず考慮の上、業績予想等の公表も含めたディスクロージャ - 資料の策定について、スピード感をもって、環境の変化に即応すべく体制を構築してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当期は重要な設備投資はありません。

なお、当期中に重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

また、当社は、商品先物取引関連事業を主業務とする投資・金融サービス事業の単一セグメントのため、セグメント情報は記載しておりません。

2【主要な設備の状況】

当社は国内に15ヶ所の支店を有しております。

平成27年3月31日現在

事業所名（所在地）	設備の内容	帳簿価額							従業員数 （人）
		建物 （千円）	構築物 （千円）	車両 （千円）	器具及び 備品 （千円）	土地 （面積㎡）	リース資 産 （千円）	合計 （千円）	
本社・（本店） （東京都渋谷区）	営業設備	158,751	3,093	8,490	22,733	- （-）	33,666	226,736	171
大阪支店 （大阪府大阪市中央区）	同上	236	-	1,434	59	- （-）	-	1,730	54
日本橋支店 （東京都中央区）	同上	603	-	828	100	- （-）	-	1,531	24
新宿支店 （東京都新宿区）	同上	3,850	252	250	1,046	- （-）	-	5,400	24
千葉支店 （千葉県千葉市中央区）	同上	79	-	586	94	- （-）	-	760	21
名古屋支店 （愛知県名古屋市東区）	同上	91	712	284	1,246	- （-）	-	2,335	33
大阪本町支店 （大阪府大阪市中央区）	同上	260	23	1,895	111	- （-）	-	2,290	18
その他の支店	同上	11,940	409	5,174	5,187	- （-）	-	22,713	101

（注）1．帳簿価額の金額には消費税等を含めておりません。

2．上記の他、本社にソフトウェアを、28,930千円有しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

特に記載すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,128,000
計	50,128,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成27年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年6月30日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商 品取引業協会名	内容
普通株式	16,227,207	16,227,207	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	16,227,207	16,227,207	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成17.12.21 (注)	902	16,227	293,150	2,693,150	293,150	2,629,570

(注) 第三者割当

主な割当先 本田忠、村崎稔、ニシキ商事(株)他

902,000株

発行価格 650円

資本組入額 325円

(6) 【所有者別状況】

平成27年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	16	28	12	8	4,370	4,435	-
所有株式数(単元)	-	90	2,330	17,103	1,888	112	140,730	162,253	1,907
所有株式数の割合(%)	-	0.06	1.44	10.54	1.16	0.07	86.73	100	-

(注) 1. 自己株式789,942株は、「個人その他」に7,899単元、「単元未満株式の状況」に42株を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成27年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ムラサキ	東京都世田谷区奥沢2-31-15	1,546	9.53
本田 美恵子	長崎県長崎市	1,441	8.88
第一商品社員持株会	東京都渋谷区神泉町9-1	1,139	7.02
本田 忠	長崎県長崎市	825	5.08
村崎 稔	東京都世田谷区	486	2.99
住吉 幸三郎	兵庫県神戸市	333	2.05
本田 求	兵庫県芦屋市	324	2.00
本田 秀	長崎県長崎市	309	1.91
竹村 涉	東京都江戸川区	232	1.43
種村 積	三重県員弁郡	225	1.39
計	-	6,861	42.29

(注) 上記のほか、自己株式が789千株あります。

(8) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 789,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,435,400	154,354	-
単元未満株式	普通株式 1,907	-	-
発行済株式総数	16,227,207	-	-
総株主の議決権	-	154,354	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式2,000株(議決権の数20個)が含まれております。

【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
第一商品株式会社	東京都渋谷区神泉町 9番1号	789,900	-	789,900	4.87
計	-	789,900	-	789,900	4.87

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

取締役会（平成26年2月12日）での決議状況 （取得期間 平成26年2月12日～平成26年7月31日）	100,000	100,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	100,000	100,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）	100	100
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合（%）	100	100

(3)【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額 （千円）	株式数（株）	処分価額の総額 （千円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 （ ）	-	-	-	-
保有自己株式数	789,942	-	789,942	-

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な課題として認識し、財務内容及び今後の事業展開を勘案しつつ、安定的配当を継続して行うことを基本方針としております。

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会であります。

当事業年度の配当につきましては、1株当たり20円の配当を実施することを決定いたしました。なお、内部留保資金につきましては、今後の当社を取り巻く市場環境の変化等に備え、財務力の強化、また店舗整備や人材育成等に有効に投資してまいります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年6月26日 定時株主総会決議	308,745	20

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第39期	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高(円)	283	747	693	657	525
最低(円)	145	209	297	405	383

(注) 最高・最低株価は、平成22年4月1日より大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年10月	11月	12月	平成27年1月	2月	3月
最高(円)	436	451	446	454	483	525
最低(円)	412	417	427	437	451	465

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものです。

5【役員 の 状 況】

男性 17名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長		村崎 稔	昭和9年2月24日生	昭和44年10月 共栄商事(株)入社 昭和46年6月 同社取締役 昭和47年11月 新設合併に伴い当社移籍 昭和49年2月 当社代表取締役常務 昭和52年7月 当社代表取締役社長 平成7年6月 当社代表取締役会長 平成15年6月 当社取締役会長 平成17年1月 当社代表取締役会長 平成17年6月 当社取締役会長(現任)	注3	486
取締役副会長	I R担当兼 穀物事業部担当	落岩 邦俊	昭和28年11月20日生	昭和51年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 平成12年7月 当社常務取締役 平成17年6月 当社代表取締役社長 当社営業総合本部長 平成19年7月 当社外国為替事業本部長 平成22年6月 当社本社営業本部長 平成23年2月 当社営業総合本部長 平成24年7月 当社取締役副会長(現任) 平成25年4月 当社穀物事業部担当(現任) 平成26年4月 当社I R担当(現任)	注3	57
取締役社長 代表取締役		山中 教史	昭和36年7月22日生	昭和61年4月 当社入社 平成23年2月 当社執行役員 平成23年6月 当社取締役 平成24年1月 当社常務取締役 当社営業総合本部長 平成24年7月 当社代表取締役専務 平成25年9月 当社代表取締役副社長 平成26年4月 当社代表取締役社長(現任)	注3	15
専務取締役	管理総合本部長 兼業務本部長	正垣 達雄	昭和35年10月21日生	昭和61年4月 当社入社 平成20年7月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役 平成22年7月 当社常務取締役 平成23年2月 当社I R担当 企画本部長 平成25年4月 当社専務取締役(現任) 当社管理総合本部長 当社業務本部長 平成26年4月 当社業務本部長(現任) 平成26年11月 当社管理総合本部長 (現任)	注3	4
常務取締役	営業総合本部長 兼商品事業本部長	當野 忍	昭和38年11月1日生	昭和61年4月 当社入社 平成22年7月 当社執行役員 平成23年2月 当社第三営業本部長 平成23年6月 当社取締役 平成23年7月 当社第三営業本部長 大阪第二支店長 平成24年4月 当社営業総合本部副本部長 平成24年7月 当社第二営業本部長 平成25年3月 営業推進部長(現任) 平成25年4月 当社常務取締役(現任) 当社第三営業本部長 平成25年6月 当社商品事業本部長 (現任) 第一本部長兼営業推進部長 平成26年7月 当社営業総合本部長 (現任)	注3	15

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	調査本部長兼顧客審査部長兼顧客管理部長	武田 仁	昭和30年1月6日生	昭和53年4月 西王商事(株)(あしたば商品(株))入社 平成14年4月 吸収合併に伴い当社移籍 平成14年6月 当社執行役員 平成15年10月 当社第四営業本部長 平成19年11月 当社第三営業本部長 平成22年6月 当社投資相談本部長 平成22年9月 当社外国為替事業本部担当 平成24年7月 当社調査本部副本部長 平成24年12月 当社調査本部長(現任) 当社顧客審査部長(現任) 当社顧客管理部長(現任) 平成25年4月 当社常務執行役員 平成25年6月 当社取締役 平成25年7月 当社常務取締役(現任)	注3	20
取締役	第二本部長	鈴木 建直	昭和42年11月7日	昭和61年4月 ダイハツ工業(株)入社 平成元年10月 大倉商事(株)入社 平成元年11月 当社入社 平成19年7月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成23年2月 当社第二営業本部長 平成23年7月 当社投資相談本部長 平成24年4月 当社営業総合本部副本部長 当社日本橋支店長 平成24年7月 当社名古屋支店長 平成25年4月 当社第二営業本部長 平成25年6月 当社第二本部長(現任)	注3	6
取締役	第三本部長兼営業推進部長	三谷 正志	昭和45年2月3日生	平成4年3月 当社入社 平成18年12月 当社大阪第一支店長 平成25年6月 当社第三本部長(現任) 大阪支店長 平成25年12月 当社執行役員 平成26年6月 当社取締役(現任) 平成26年7月 営業推進部長(現任)	注3	23

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	埼玉支店長	浅野 信行	昭和30年4月5日生	昭和53年4月 東京第一商品(株)入社 昭和54年9月 合併に伴い当社移籍 平成12年6月 当社取締役 平成14年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社取締役 平成19年7月 当社常務取締役 当社営業総合本部長 平成20年10月 当社調査本部長 平成22年2月 当社経営企画本部長 平成23年2月 当社第一営業本部長 平成24年1月 当社東京中央支店長 平成24年4月 当社取締役(現任) 当社投資相談部長 平成25年4月 当社穀物事業部長 平成25年6月 当社F X事業本部長 平成26年7月 当社第一本部長 平成26年9月 当社投資相談部長 平成27年3月 当社埼玉支店長(現任)	注3	9
取締役	内部監査室長	菅原 光一	昭和40年9月4日生	昭和59年4月 (株)ユニティ貿易入社 昭和61年1月 当社入社 平成24年1月 当社執行役員 平成24年4月 当社営業総合本部副本部長 平成24年6月 当社取締役(現任) 平成24年7月 当社第一営業本部長 平成25年6月 当社千葉支店長 平成27年4月 当社内部監査室長(現任)	注3	11
取締役	F X事業本部長	木村 学	昭和36年11月19日生	昭和58年10月 (株)富士化学入社 昭和60年5月 大倉商事(株)入社 平成元年4月 当社入社 平成2年1月 大倉商事(株)入社 平成2年4月 当社入社 平成10年5月 当社和歌山支店長 平成10年9月 当社大阪第一支店長 平成12年4月 当社大阪第二支店長 平成15年10月 当社本店第二本部長 平成24年7月 当社執行役員 平成26年7月 当社F X事業本部長 (現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)	注3	12
取締役	第一本部長	新美 鹿次郎	昭和47年9月24日生	平成7年3月 当社入社 平成17年10月 当社千葉支店長代行 平成23年2月 当社新宿第一支店長 平成25年6月 当社第二本部副本部長 平成26年5月 当社執行役員 平成26年9月 当社第一本部副本部長 平成26年11月 当社第一本部長(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)	注3	11

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		中島 文隆	昭和29年11月19日生	昭和49年1月 当社入社 平成元年4月 当社第二調査部課長 平成10年5月 当社大阪第一調査部次長 平成13年7月 萬成プライムキャピタル フューチャーズ(株)入社 平成14年4月 ベストコモディティ(株)転属 平成15年7月 (株)グランリッツ入社 平成17年12月 米常商事(株)入社 平成19年4月 コスモ物流(株)入社 平成19年7月 インタートレーディング(株) 入社 平成22年12月 洗洋(株)入社 平成23年4月 南蛮亭入社 平成23年10月 イーネット入社 平成25年7月 (株)未来都入社 平成27年6月 当社取締役(現任)	注3	-
常勤監査役		遠藤 勉	昭和26年7月21日生	昭和49年4月 西王商事(株)(あしたば商品 (株))入社 平成14年4月 吸収合併に伴い当社移籍 平成20年10月 当社執行役員 平成22年2月 当社調査本部長 平成24年6月 当社取締役 平成24年12月 当社調査本部担当 平成25年4月 当社人事本部担当 平成26年6月 当社監査役(現任)	注4	22
常勤監査役		左海 博夫	昭和29年8月25日生	昭和52年4月 当社入社 平成19年8月 当社総務部兼人事部長代理 平成24年7月 当社人事本部長 平成25年4月 当社執行役員 平成26年11月 当社内部監査室長 平成27年6月 当社監査役(現任)	注5	19
監査役		中安 博司	昭和30年8月7日生	昭和52年7月 (株)KAA総合計画事務所入社 昭和56年4月 (株)結設計入社 平成6年3月 建設工房N設計設立 平成17年6月 当社監査役(現任)	注6	-
監査役		檜原 俊一	昭和11年9月18日生	昭和30年4月 (株)谷商店入社 昭和46年4月 松下開発(株)入社 平成2年4月 北星建設(株)入社 平成7年4月 土塚建設(株)入社 平成9年4月 富国警備保障(株)入社 平成23年6月 当社監査役(現任)	注6	-
計						861

- (注) 1. 取締役中島文隆は、社外取締役であります。
2. 監査役中安博司及び檜原俊一は、社外監査役であります。
3. 平成27年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 平成26年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から3年間
5. 平成27年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

・企業統治の体制の概要

当社は、監査役会制度を採用しており、会社の機関として会社法に規定する取締役会及び監査役会を設置しております。

a. 取締役会

当社の取締役会（提出日現在13名。内社外取締役1名。）は、原則毎月1回開催し、会社法上の決議事項及び会社経営上重要な事項を決定するとともに、中長期的な経営に関する方向性について協議しております。また、取締役の職務執行における法令・定款及び社内規定（以下、「法令等」という。）の遵守徹底を確認し、執行役員・使用人の職務執行について経営監視を行っております。

b. 常務会

常務会（提出日現在4名）は、適宜取締役会付議事項の事前審議等を行っております。また、その他日常業務のうち重要な事項が発生した場合には、その都度協議を行い対応しております。

c. 監査役制度

当社は、監査役制度採用会社であります。監査役は、取締役会への出席、営業の報告の聴取や重要な決議資料の閲覧、取締役の職務執行の監督等、経営の透明性及び健全性の確保に向け、経営監視機能の充実への取り組みを続けております。また、取締役の職務執行及び内部監査室による内部監査等の結果を検証するとともに、適正性をチェックし、必要に応じて改善の助言または勧告を行っております。監査役は4名（内2名は常勤監査役）となっており、内2名が社外監査役であります。なお、当社の社外監査役及びその近親者並びにそれらが取締役に就任する会社と当社間には利害関係はありません。

d. 執行役員

執行役員（提出日現在5名）は、毎月開催の取締役会に出席し、各担当職務の執行状況を報告しております。

e. 使用人

毎月開催の管理者会議において、取締役会等の報告を受け、職務を執行するとともに、法令等の遵守徹底を確認するためコンプライアンス教育を実施し、体制の強化をはかっております。

f. 弁護士及び会計監査等その他第三者の状況

法律上の判断を必要とする場合には、顧問弁護士に適時アドバイスを受けております。また、会計監査人である海南監査法人から定期的な監査のほか、会計上の課題については臨時に確認も行い、会計処理の適正化に努めております。税務関連業務についても、税理士から必要に応じてアドバイスを受けております。

g. 取締役の定数

当社の取締役は15人以内とする旨定款に定めております。

h. 取締役選解任の決議要件

当社は取締役の選任決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

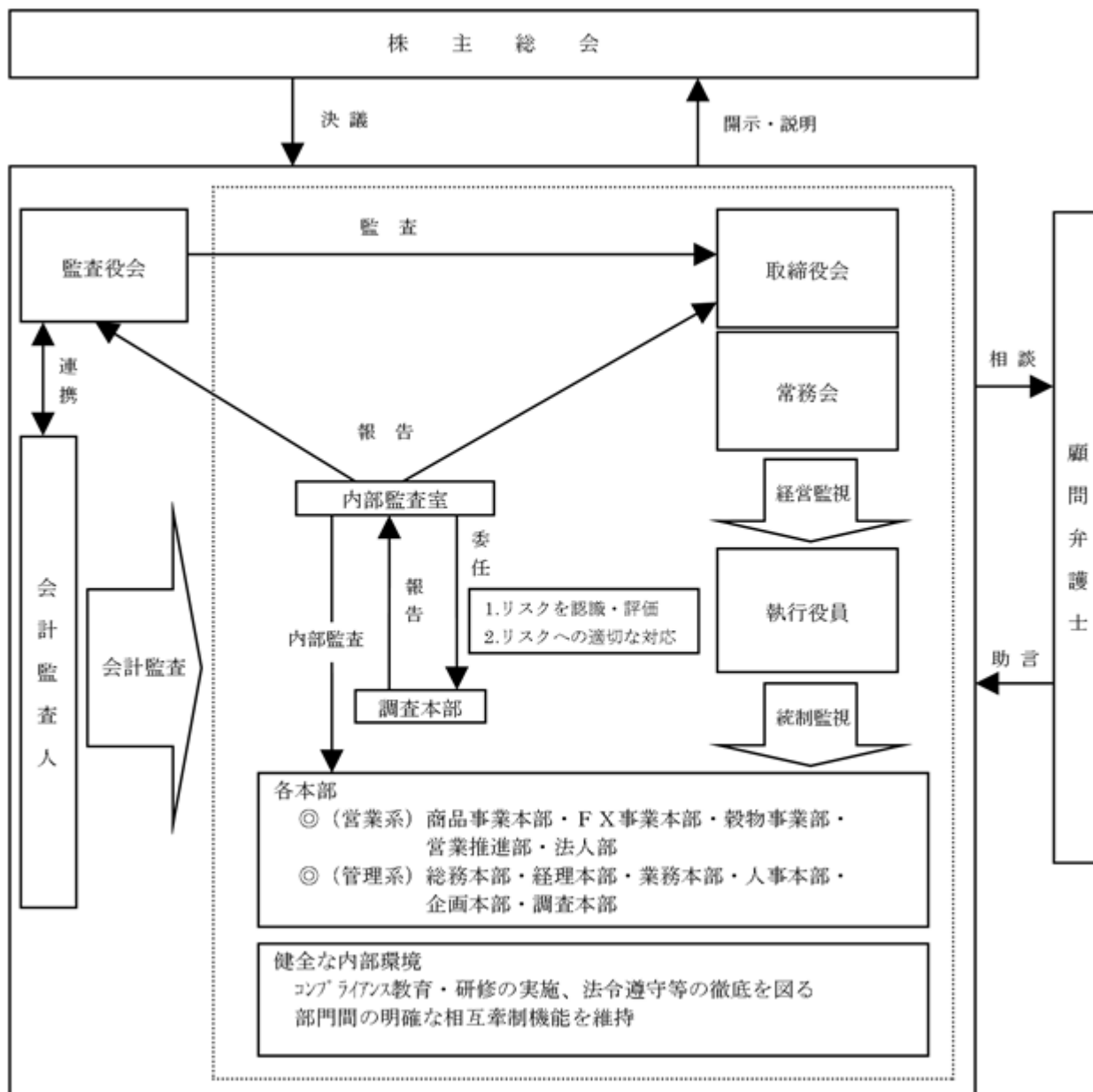
また、当社は取締役の解任決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

i. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、経済情勢の変化に応じた機動的な資本政策を行うため、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

j. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。



・当該体制を採用する理由

経営に関する意思決定の透明性をはかるため、取締役会を会社の機関として重要な位置づけと捉え、取締役会は会社の業務執行を執行役員に委任し、その監督をすることで業務の適正化をはかるべく考えており、これらの体制を採用しております。

また監査役制度を採用することにより、適正な経営監視機能を有することが可能であると考えております。

・内部統制システムの整備の状況

当社は各部門ごとに内部統制の評価項目を設け、整備状況及び運用状況において各部門が自己評価しております。さらにその内容を独立した部門として内部監査室が独立的評価をすることで、内部統制上の不備を迅速に発見し改善を実施することで、業務の適正化をはかっております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社は受託業務の適正な運営及び管理に関する「受託業務管理規則」を定め、当社の主要な事業活動である受託業務におけるリスク管理を行っております。調査本部はこれに則り受託業務が行われているかを管理する部門であります。社長または内部監査室の委任を受け、内部監査を代行する機能を付与されております。

・責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を免除する契約を締結することができるとしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

・取締役及び執行役員における男女別構成の状況

当社は、本報告書提出現在において、女性による取締役及び執行役員の構成メンバーが存在していません。業種的に以前より女性従業員（特に総合職）の割合が少数であったことが大きな要因ですが、平成以降は女性の総合職採用も増加傾向にあり、平成27年3月末日現在、全従業員に占める女性従業員の割合も20%を超過するまでに至っております。

当社は、今後も常時優秀な人材については、男女を問わず積極的に登用していく方針であります。

内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査については、内部監査室（提出日現在4名）が「内部監査規程」に則り、業務監査を行うとともに、各部の全ての業務が社内諸規程等の基準に基づき適正かつ効果的に運営されているかをチェックし、違反の未然防止、問題点の指摘及びその改善指導を行うとともに、必要に応じて業務に関連する部署等が社長の指示によりその機能を分担することで、会社としての監査機能の強化と充実をはかっております。なお、内部監査等の結果については、監査実施後、速やかに報告書を作成し、取締役及び監査役に回覧を行うことになっております。

監査役監査については、監査役会として期末における監査報告書、会計監査報告を受領する際に、会計監査人より内容の説明を受け、情報交換及び意見交換を行っております。これらにより、会計監査人監査の方法と結果の相当性の判断に資するとともに、両者の監査の品質向上と効率化を図っております。また、有効かつ効率的な監査を実施するため、監査役と内部統制部門は、定期的に監査方針、監査計画、監査実施状況等について意見交換を行い、連携強化に努めております。

会計監査の状況

会計監査につきましては、海南監査法人を当社の会計監査人として選任しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務を執行した公認会計士並びに社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員・業務執行社員 仁戸田 学

指定社員・業務執行社員 高島 雅之

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

a. 会計監査人との責任限定契約の概要

当社と海南監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3,000万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は（監査役4名中）2名であります。

社外取締役中島文隆氏につきましては、他業種に携わってきた豊富な経験と幅広い見地を有しており、独立した立場で監督し、コーポレート・ガバナンスの強化に活かしております。

社外監査役中安博司氏につきましては、設計事務所を経営されている方で、経営に係わる専門知識と豊富な実績を有しており、当社経営の透明性の実現等、コーポレート・ガバナンスの強化に活かしております。

社外監査役檜原俊一氏につきましては、危機管理関係の豊富な経験と幅広い識見を有しております。その経歴を通じて培われた内部統制に関する経験や知識を活かし、業務執行の適法性等について公正・客観的な立場から監査をしていただいております。同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。

なお、当社と社外取締役及び社外監査役との間には、人的関係、資本的关系、または取引関係、その他の利害関係はありません。社外取締役及び社外監査役は、取締役会における業務執行状況報告等において、状況に応じ会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換等を行うなど、相互に連携して業務にあたります。

また、当社では社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性基準を設けておりませんが、豊富な知識や経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べて頂ける方を選任しております。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	227,632	191,532	-	36,100	-	13
監査役 (社外監査役を除く。)	12,000	12,000	-	-	-	3
社外役員	3,600	3,600	-	-	-	2

ロ．役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
 6銘柄 14,300千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
 前事業年度

特定投資株式

該当事項はありません。

当事業年度

特定投資株式

該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに
 当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

	前事業年度 (千円)	当事業年度(千円)			
	貸借対照表計 上額の合計額	貸借対照表計 上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	-	-	-	-	-
上記以外の株式	20,940	25,618	487	-	12,251

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
21	-	21	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当該方針については定めておりません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

商品先物取引業の固有の事項につきましては、日本商品先物取引協会が定めた「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」及び「商品先物取引業統一経理基準」に準拠して作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、海南監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 14,508,775	1 15,771,897
委託者未収金	2 399,605	2 101,058
売掛金	649,329	30,623
商品	623,042	642,698
貯蔵品	2,749	2,936
前払費用	72,125	65,373
保管有価証券	1 7,215,688	1 6,853,896
差入保証金	11,337,493	10,844,473
委託者差金	3 1,847,104	3 4,471,868
外国為替取引預け金	2,569,906	1,960,571
未収入金	653,815	377,974
繰延税金資産	395,404	-
その他	310,762	376,482
貸倒引当金	27,057	-
流動資産合計	40,558,744	41,499,854
固定資産		
有形固定資産		
建物	511,162	542,824
減価償却累計額	369,006	367,010
建物(純額)	142,156	175,813
構築物	23,415	26,860
減価償却累計額	21,706	22,369
構築物(純額)	1,709	4,491
車両	58,297	54,558
減価償却累計額	35,838	35,613
車両(純額)	22,459	18,945
器具及び備品	78,869	80,818
減価償却累計額	45,207	50,237
器具及び備品(純額)	33,661	30,581
土地	513,890	511,710
リース資産	46,703	-
減価償却累計額	46,703	-
リース資産(純額)	-	-
建設仮勘定	40,748	-
有形固定資産合計	754,625	741,542
無形固定資産		
電話加入権	46,593	46,593
ソフトウェア	42,794	28,930
リース資産	43,766	33,666
無形固定資産合計	133,153	109,189

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	38,240	39,918
出資金	55,350	55,350
長期差入保証金	399,113	399,618
長期貸付金	19,000	19,000
固定化営業債権	2 1,442,419	2 1,116,508
破産更生債権等	4 1,394,657	4 1,372,857
長期前払費用	505	1,942
敷金及び保証金	762,858	700,976
繰延税金資産	114,520	-
その他	29,777	29,767
貸倒引当金	1,722,585	1,205,570
投資その他の資産合計	2,533,857	2,530,368
固定資産合計	3,421,636	3,381,100
資産合計	43,980,381	44,880,954
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,164,957	39,469
リース債務	10,330	10,553
未払金	6,762	188,399
未払費用	62,929	73,766
未払法人税等	32,548	64,896
預り金	15,309	15,480
賞与引当金	-	71,435
役員賞与引当金	30,000	30,000
訴訟損失引当金	-	54,851
預り証拠金	24,768,790	28,416,287
預り証拠金代用有価証券	7,215,688	6,853,896
委託者未払金	-	1,852
その他	214,227	61,007
流動負債合計	34,521,543	35,881,897
固定負債		
リース債務	36,076	25,522
繰延税金負債	-	3,962
退職給付引当金	346,495	330,555
固定負債合計	382,571	360,040
特別法上の準備金		
商品取引責任準備金	5 27,031	5 22,860
特別法上の準備金合計	27,031	22,860
負債合計	34,931,145	36,264,797

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,693,150	2,693,150
資本剰余金		
資本準備金	2,629,570	2,629,570
その他資本剰余金	42,501	42,501
資本剰余金合計	2,672,071	2,672,071
利益剰余金		
利益準備金	336,150	336,150
その他利益剰余金		
別途積立金	2,500,000	2,500,000
繰越利益剰余金	1,088,946	652,451
利益剰余金合計	3,925,096	3,488,602
自己株式	245,957	245,957
株主資本合計	9,044,361	8,607,867
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,874	8,289
評価・換算差額等合計	4,874	8,289
純資産合計	9,049,235	8,616,156
負債純資産合計	43,980,381	44,880,954

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
受取手数料	1 6,098,221	1 5,888,709
売買損益	2 44,438	2 128,684
その他の営業収益	256,139	319,073
営業収益合計	6,398,799	6,336,467
営業費用		
人件費	3 2,662,580	3 2,801,787
広告宣伝費	1,569,808	1,368,487
旅費及び交通費	242,618	240,512
取引所関係費	4 73,559	4 79,137
情報通信料	132,591	129,297
通信費	198,467	184,272
器具備品使用料	186,372	178,143
地代家賃	654,342	618,425
減価償却費	59,755	60,381
営業雑損	350,315	55,215
訴訟損失引当金繰入額	-	54,851
貸倒損失	2,943	-
その他	508,942	531,349
営業費用合計	6,642,297	6,301,862
営業利益又は営業損失()	243,497	34,605
営業外収益		
受取利息	4,131	4,258
受取配当金	380	487
貸倒引当金戻入額	450,182	368,499
為替差益	12,842	28,384
投資有価証券清算益	7,154	-
償却債権取立益	1,269	1,218
倉荷証券保管料	31,775	-
その他	7,224	5,254
営業外収益合計	514,960	408,102
営業外費用		
支払利息	805	893
敷金償却費	462	450
貸倒引当金繰入額	289,603	-
その他	236	42
営業外費用合計	291,106	1,386
経常利益又は経常損失()	19,643	441,321

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	-	5,307
商品取引責任準備金戻入額	182,847	161,168
受取補償金	675,419	-
清算分配金	795,150	-
特別利益合計	353,417	161,475
特別損失		
固定資産除売却損	878	8,316
商品取引責任準備金繰入額	177,010	156,998
投資有価証券評価損	1,601	-
減損損失	9,532	92,179
会員権評価損	50	9
特別損失合計	179,272	160,504
税引前当期純利益	154,501	442,292
法人税、住民税及び事業税	21,723	50,689
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額	-	5,392
法人税等調整額	70,566	512,624
法人税等合計	92,289	568,706
当期純利益又は当期純損失()	62,211	126,413

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,693,150	2,629,570	42,501	2,672,071	336,150	2,500,000	1,335,479	4,171,630
会計方針の変更による累積的影響額								-
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,693,150	2,629,570	42,501	2,672,071	336,150	2,500,000	1,335,479	4,171,630
当期変動額								
剰余金の配当							308,745	308,745
当期純利益							62,211	62,211
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	246,533	246,533
当期末残高	2,693,150	2,629,570	42,501	2,672,071	336,150	2,500,000	1,088,946	3,925,096

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	245,957	9,290,895	4,567	4,567	9,295,462
会計方針の変更による累積的影響額		-			-
会計方針の変更を反映した当期首残高	245,957	9,290,895	4,567	4,567	9,295,462
当期変動額					
剰余金の配当		308,745			308,745
当期純利益		62,211			62,211
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			306	306	306
当期変動額合計	-	246,533	306	306	246,226
当期末残高	245,957	9,044,361	4,874	4,874	9,049,235

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,693,150	2,629,570	42,501	2,672,071	336,150	2,500,000	1,088,946	3,925,096
会計方針の変更による累積的影響額							1,336	1,336
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,693,150	2,629,570	42,501	2,672,071	336,150	2,500,000	1,087,610	3,923,760
当期変動額								
剰余金の配当							308,745	308,745
当期純損失（ ）							126,413	126,413
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	435,158	435,158
当期末残高	2,693,150	2,629,570	42,501	2,672,071	336,150	2,500,000	652,451	3,488,602

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	245,957	9,044,361	4,874	4,874	9,049,235
会計方針の変更による累積的影響額		1,336			1,336
会計方針の変更を反映した当期首残高	245,957	9,043,025	4,874	4,874	9,047,899
当期変動額					
剰余金の配当		308,745			308,745
当期純損失（ ）		126,413			126,413
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			3,415	3,415	3,415
当期変動額合計	-	435,158	3,415	3,415	431,743
当期末残高	245,957	8,607,867	8,289	8,289	8,616,156

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	154,501	442,292
減価償却費	57,071	55,439
減損損失	532	2,179
貸倒引当金の増減額（は減少）	177,299	544,072
賞与引当金の増減額（は減少）	72,974	71,435
役員賞与引当金の増減額（は減少）	20,000	-
訴訟損失引当金の増減額（は減少）	-	54,851
退職給付引当金の増減額（は減少）	18,032	17,275
商品取引責任準備金の増減額（は減少）	5,836	4,170
受取利息及び受取配当金	4,511	4,745
支払利息	805	893
投資有価証券清算益	7,154	-
固定資産除売却損益（は益）	78	1,008
投資有価証券評価損	1,601	-
清算分配金	95,150	-
受取補償金	30,000	-
売掛金の増減額（は増加）	619,394	618,705
買掛金の増減額（は減少）	2,086,358	2,125,488
委託者未収金の増減額（は増加）	70,513	624,458
為替証拠金取引委託口預金の増減額（は増加）	2,249,023	2,526,727
たな卸資産の増減額（は増加）	44,905	19,655
委託者未払金の増減額（は減少）	1,678	1,852
委託者差金（借方）の増減額（は増加）	732,269	2,624,764
差入保証金の増減額（は増加）	4,069,901	493,020
預り証拠金の増減額（は減少）	5,166,313	3,647,497
預り証拠金代用有価証券の増減額（は減少）	2,633,440	361,792
外国為替取引預け金の増減額（は増加）	876,567	609,334
その他の資産の増減額（は増加）	2,723,033	603,245
その他の負債の増減額（は減少）	504,998	48,242
小計	1,778,057	954,232
利息及び配当金の受取額	4,508	4,587
利息の支払額	805	893
補償金の受取額	30,000	-
投資有価証券清算による受取額	43,654	-
法人税等の支払額	21,721	32,934
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,833,692	983,473

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	190,184	22,149
有形固定資産の売却による収入	24	568
無形固定資産の取得による支出	2,200	-
投資有価証券の売却による収入	-	3,000
貸付の回収による収入	9,382	-
清算分配による収入	95,150	-
敷金の差入による支出	2,657	3,389
敷金の回収による収入	17,940	60,529
投資活動によるキャッシュ・フロー	72,544	38,560
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	309,768	308,361
リース債務の返済による支出	12,784	10,330
財務活動によるキャッシュ・フロー	322,553	318,691
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,438,595	1,263,605
現金及び現金同等物の期首残高	3,889,836	5,328,431
現金及び現金同等物の期末残高	5,328,431	4,064,825

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

保管有価証券

商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

利付国債証券	額面金額の85%
社債(上場銘柄)	額面金額の65%
株券(一部上場銘柄)	時価の70%相当額
倉荷証券	時価の70%相当額

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

貯蔵品

個別法による原価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(付属設備を除く)については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 22年~47年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法

5. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

訴訟損失引当金

係争中の商品先物取引及び外国為替証拠金取引における損害賠償請求訴訟等について、今後の損害賠償金の支払に備えるため、経過状況等に基づき金額を合理的に見積もり損失見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

商品取引責任準備金

商品先物取引事故の損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

6. 営業収益の計上基準

受取手数料

商品先物取引

委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

オプション取引

委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

商品ファンド

取引成立日に計上しております。

外国為替証拠金取引

委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

売買損益 - 商品先物取引売買損益及び外国為替証拠金取引売買損益

反対売買により取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変化について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法は期間定額基準を継続適用し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づいて決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が1,336千円増加し、利益剰余金が1,336千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失金額に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「特別損失」の「減損損失」に含めていた金融商品会計に関する実務指針(会計制度委員会報告第14号)によるゴルフ会員権の減損損失は、より明瞭に表示する観点から当事業年度より「会員権評価損」として独立掲記することとしました。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「減損損失」に表示しておりました582千円は、「減損損失」532千円、「会員権評価損」50千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

イ.担保資産

担保資産の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
定期預金	420,000千円	420,000千円

担保資産に対応する債務の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
短期借入金	- 千円	- 千円

これに対応する債務として、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入金の状況は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
当座貸越極度額の総額	420,000千円	420,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	420,000	420,000

ロ.預託資産

取引証拠金の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
保管有価証券	6,756,414千円	6,268,931千円

八. 分離保管資産

商品先物取引法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
保全対象財産	- 千円	- 千円

同法施行規則第98条の規定に基づく、委託者資産保全措置額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
委託者資産保全措置額	980,000千円	980,000千円

また、外国為替証拠金取引における委託者からの預り資産は、金融商品取引法第43条の3に基づき、当社の自己資産と区分して管理するため、(株)三井住友銀行との契約により次のとおり信託保全しております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
信託保全	10,840,000千円	13,920,000千円

2 委託者未収金及び固定化営業債権のうち無担保未収金は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
無担保未収金	1,498,604千円	1,116,508千円

3 委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、(株)日本商品清算機構との間で受払清算された金額であります。

この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごと(外国為替証拠金取引については各カウンターパーティーの取引通貨ごと)に差損益金を算定した上でこれらを合計して算出したものであります。

4 前事業年度の投資その他の資産の破産更生債権等のうち、1,200,000千円については、自己株式(時価924,528千円)を担保として受け入れており、債権金額と担保処分見込額との差額を貸倒引当金として計上しております。

当事業年度の投資その他の資産の破産更生債権等のうち、1,180,000千円については、自己株式(時価1,053,690千円)を担保として受け入れており、債権金額と担保処分見込額との差額を貸倒引当金として計上しております。

5 商品取引責任準備金の積立は、商品先物取引法第221条の規定に基づくものであります。

6 偶発債務

前事業年度末における商品先物取引の受託に関し、当社を被告とする損害賠償請求件数が32件(請求額1,062,200千円)、また、外国為替証拠金取引に関しては、当社を被告とする損害賠償請求件数が2件(請求額80,645千円)となっております。

平成27年3月末において、訴訟損失引当金を計上したものの以外で商品先物取引の受託に関し、当社を被告とする損害賠償請求件数が29件(請求額1,250,796千円)となっております。

また、外国為替証拠金取引に関しては、当社を被告とする損害賠償請求件数が2件(請求額80,645千円)となっております。

損害賠償請求に係る訴訟に対して、当社は不法行為がなかったことを主張しておりますが、いずれも現在手続きが進行中であり、現時点で結果を予想することは困難であります。

(損益計算書関係)

1 受取手数料の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
商品先物取引	5,464,704千円	5,294,529千円
現金決済取引	1,985	4,351
外国為替証拠金取引	631,531	589,828
計	6,098,221	5,888,709

2 売買損益の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
商品先物取引	千円	千円
売買損益	2,185	2,034
評価損益	68	86
商品売買損益	46,692	130,632
計	44,438	128,684

3 人件費の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
役員報酬	223,202千円	213,232千円
従業員給与	1,967,412	1,926,627
賞与	72,809	167,912
賞与引当金繰入額	-	71,435
役員賞与引当金繰入額	30,000	30,000
退職給付費用	53,378	45,021
福利厚生費	315,779	347,559
計	2,662,580	2,801,787

4 取引所関係費の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
取引所会費	44,396千円	52,679千円
その他取引所関係費	29,163	26,458
計	73,559	79,137

5 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
車両	- 千円	307千円

6 受取補償金は、支店の明け渡しによる補償金であります。

7 清算分配金は、協栄物産株式会社による清算分配金であります。

8 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
建物	- 千円	1,128千円
車両	78	187
備品	-	0
計	78	1,316

9 当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前事業年度(自 平成25年4月1日 到 平成26年3月31日)

場所	用途	種類
群馬県吾妻郡	遊休資産	土地

当社は遊休資産については、他の資産グループとは区別して個別に評価・測定を行っております。

当該資産は、現在遊休状態であり、また将来の用途が定まっていないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(532千円)として特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定し、固定資産税評価額を合理的に調整した価格に基づき評価しております。

当事業年度(自 平成26年4月1日 到 平成27年3月31日)

場所	用途	種類
兵庫県洲本市	遊休資産	土地
群馬県吾妻郡	遊休資産	土地

当社は遊休資産については、他の資産グループとは区別して個別に評価・測定を行っております。

当該資産は、現在遊休状態であり、また将来の用途が定まっていないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,179千円)として特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定し、固定資産税評価額を合理的に調整した価格に基づき評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	16,227,207	-	-	16,227,207
合計	16,227,207	-	-	16,227,207
自己株式				
普通株式	789,942	-	-	789,942
合計	789,942	-	-	789,942

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	308,745	20	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	308,745	利益剰余金	20	平成26年3月31日	平成26年6月30日

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	16,227,207			16,227,207
合計	16,227,207			16,227,207
自己株式				
普通株式	789,942			789,942
合計	789,942			789,942

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	308,745	20	平成26年3月31日	平成26年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	308,745	利益剰余金	20	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
現金及び預金勘定	14,508,775千円	15,771,897千円
預入期間から3ヶ月を超える定期預金 為替預金	420,000	420,000
為替証拠金取引委託口余剰分	11,462,720	14,019,391
商品取引責任準備預金	2,712,376	2,742,320
	10,000	10,000
現金及び現金同等物	5,328,431	4,064,825

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等に限定しております。一時的な余資は、主に流動性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は、行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社は、商品先物取引及び外国為替証拠金取引を主たる事業としております。

委託者未収金は、商品市場における取引に基づいて発生する委託者に対する未収金であり委託者の信用リスクに晒されております。

委託者からの取引の証拠金は、差入保証金としてアウトハウス型クリアリングハウスである清算機構へ預託しておりますので、リスクはほとんどないと認識しております。

未収入金は、清算機構との場勘定、未収委託手数料等であります。

長期差入保証金は、清算機構等への預託金であります。

未払金は清算機構との場勘定、未払配当金等であります。

預り証拠金及び預り証拠金代用有価証券は委託者より取引の証拠金として受け入れたものであります。

委託者差金は、商品取引清算機関等を経由して受払いをした委託者の計算による未決済玉に係る約定差金及び帳入差金等であります。

外国為替取引預け金は、主にカウンターパーティとのカバー取引を行っておりますが、外国為替証拠金取引における委託者からの預り資産は、当社の自己資産と区分して管理するため、(株)三井住友銀行に信託保全しております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。発行体の信用リスク、市場価額の変動リスクに晒されております。

出資金は、商品先物取引法により定められているもので、リスクはほとんどないと認識しております。

長期貸付金は、主に業務上の関係を有する者に対する貸付金であり契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

固定化営業債権は、平成27年3月31日より1年以上前に発生した無担保委託者未収金であり、委託者の信用リスクに晒されております。

破産更生債権等は、貸付金等から振り替えたものであり、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社や支店のビルに対するものであります。賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資等を目的にしたものであり、償還日は決算日後、最長で4年後であります。

預り金は、主に従業員に対するものであります。

デリバティブ取引は、商品先物取引及びオプション取引については受託業務を円滑に実施し、商品先物市場の機能維持を主たる目的に、また、外国為替証拠金取引については、業務の円滑な遂行とリスクヘッジを目的としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、信用リスクに関する管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を把握する体制としております。

デリバティブ取引については、社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引については、社内規程に従って行っており、商品先物市場における建玉数量は各商品取引所の市場管理要綱の定める数量の範囲内とし、取引全体の投資限度額は社内規程の定める基準の範囲内としております。業務本部長は日々の業務終了時に、市場部等から報告資料の提出を受け、社内規程等を遵守しているか確認しております。

また、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

市場価格の変動リスク以外の市場リスクの影響を受けるその他の金融商品については、各リスク係数の変動に対する感応度の重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	14,508,775	14,508,775	-
(2)委託者未収金	399,605	399,605	-
(3)売掛金	649,329	649,329	-
(4)差入保証金	11,337,493	11,337,493	-
(5)委託者差金	1,847,104	1,847,104	-
(6)外国為替取引預け金	2,569,906	2,569,906	-
(7)未収入金	653,815	653,815	-
(8)投資有価証券			
その他有価証券	20,940	20,940	-
(9)出資金	55,350	55,350	-
(10)長期差入保証金	399,113	399,113	-
(11)長期貸付金	19,000		
貸倒引当金()	2,680		
	16,320	16,320	-
(12)固定化営業債権	1,442,419		
貸倒引当金()	1,284,145		
	158,274	158,274	-
(13)破産更生債権等	1,394,657		
貸倒引当金()	411,025		
	983,631	983,631	-
(14)敷金及び保証金	762,858	762,858	-
資産計	34,362,517	34,362,517	-
(1)買掛金	2,164,957	2,164,957	-
(2)リース債務(流動負債)	10,330	10,428	97
(3)未払金	6,762	6,762	-
(4)未払法人税等	32,548	32,548	-
(5)預り金	15,309	15,309	-
(6)預り証拠金	24,768,790	24,768,790	-
(7)預り証拠金代用有価証券	7,215,688	7,215,688	-
(8)リース債務(固定負債)	36,076	30,516	5,559
負債計	34,250,462	34,245,001	5,461

()個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	15,771,897	15,771,897	-
(2)委託者未収金	101,058	101,058	-
(3)売掛金	30,623	30,623	-
(4)差入保証金	10,844,473	10,844,473	-
(5)委託者差金	4,471,868	4,471,868	-
(6)外国為替取引預け金	1,960,571	1,960,571	-
(7)未収入金	377,974	377,974	-
(8)投資有価証券			
その他有価証券	25,618	25,618	-
(9)出資金	55,350	55,350	-
(10)長期差入保証金	399,618	399,618	-
(11)長期貸付金	19,000		
貸倒引当金()	400		
	18,600	18,600	-
(12)固定化営業債権	1,116,508		
貸倒引当金()	914,161		
	202,346	202,346	-
(13)破産更生債権等	1,372,857		
貸倒引当金()	266,274		
	1,106,582	1,106,582	-
(14)敷金及び保証金	700,976	700,976	-
資産計	36,067,559	36,067,559	-
(1)買掛金	39,469	39,469	-
(2)リース債務(流動負債)	10,553	11,353	799
(3)未払金	188,399	188,399	-
(4)未払法人税等	64,896	64,896	-
(5)預り金	15,480	15,480	-
(6)預り証拠金	28,416,287	28,416,287	-
(7)預り証拠金代用有価証券	6,853,896	6,853,896	-
(8)委託者未払金	1,852	1,852	-
(9)リース債務(固定負債)	25,522	27,015	1,493
負債計	35,616,358	35,618,651	2,292

()個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)委託者未収金、(3)売掛金、(4)差入保証金、(5)委託者差金、(6)外国為替取引預け金、(7)未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額としております。

(8)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(9)出資金、(10)長期差入保証金

商品先物取引法により定められているもので、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額としております。

(11)長期貸付金、(12)固定化営業債権、(13)破産更生債権等

相手先ごとに、回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しており、貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額が時価に近似しているため、当該価額を時価としております。

(14)敷金及び保証金

敷金及び保証金については、本支店の閉鎖予定がなく、賃貸契約期間を見積もることが困難であり、また市場価額がないため、当該帳簿価額としております。

負 債

(1)買掛金、(3)未払金、(4)未払法人税等、(5)預り金、(6)預り証拠金、(7)預り証拠金代用有価証券、(8)委託者未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額としております。

(2)リース債務(流動負債)、(9)リース債務(固定負債)

時価は、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法としております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
非上場株式	17,300	14,300

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(8)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権については、ほぼすべてが1年以内の償還予定となっております。

4. リース債務の決算日後の返済予定額

附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(平成26年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	20,822	13,242	7,579
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	20,822	13,242	7,579
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	118	124	6
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	118	124	6
合計		20,940	13,366	7,573

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 17,300千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成27年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	25,498	13,242	12,255
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	25,498	13,242	12,255
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	120	124	4
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	120	124	4
合計		25,618	13,366	12,251

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 14,300千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券
 前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

商品関連

前事業年度(平成26年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	現物先物取引				
	売建	15,175	-	15,244	68
合計		15,175	-	15,244	68

(注) 時価の算定方法

各商品取引所における最終価格によっております。

当事業年度(平成27年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	現物先物取引				
	売建	9,126	-	9,108	18
合計		9,126	-	9,108	18

(注) 時価の算定方法

各商品取引所における最終価格によっております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	720,417千円	644,586千円
会計方針の変更による累積的影響額		1,336
会計方針の変更を反映した期首残高	720,417	645,922
勤務費用	47,826	44,922
利息費用	4,063	6,975
数理計算上の差異の発生額	49,074	6,329
退職給付の支払額	78,646	25,594
退職給付債務の期末残高	644,586	678,556

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
年金資産の期首残高	263,597千円	299,750千円
期待運用収益	5,271	5,995
数理計算上の差異の発生額	27,354	35,543
事業主からの拠出額	43,559	44,733
退職給付の支払額	40,032	12,766
年金資産の期末残高	299,750	373,255

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	644,586千円	678,556千円
年金資産	299,750	373,255
	344,835	305,300
未認識数理計算上の差異	2,832	31,163
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	347,668	336,464
退職給付引当金	347,668	336,464
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	347,668	336,464

(注) 貸借対照表に計上している退職給付引当金との差異は、確定した債務につき未払金に振替えたものであります。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用	47,826千円	44,922千円
利息費用	4,063	6,975
期待運用収益	5,271	5,995
数理計算上の差異の費用処理額	6,760	882
確定給付制度に係る退職給付費用	53,378	45,021

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
債券	44%	50%
株式	51	46
現金及び預金	4	4
その他	1	0
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
割引率	0.56%	0.91%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	388,590千円	173,784千円
商品取引責任準備金	9,633	7,393
貸倒引当金	404,204	379,401
退職給付引当金	123,490	106,901
資産除去債務	16,770	16,425
賞与引当金	-	23,645
未払事業税	3,864	6,634
その他	2,949	5,947
繰延税金資産小計	949,503	720,133
評価性引当額	436,879	720,133
繰延税金資産合計	512,624	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	2,699	3,962
繰延税金負債合計	2,699	3,962
繰延税金負債の純額	509,925	3,962

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率 (調整)	38.0%	35.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.2	1.0
住民税均等割額	14.0	4.9
過年度法人税等	-	1.0
評価性引当額の増減	45.3	64.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	40.9	15.4
その他	7.9	6.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	59.7	128.5

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は68,168千円減少し、法人税等調整額が同額、その他有価証券評価差額金が399千円増加しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

賃借契約に関連して支出し、かつ、資産として計上している敷金の一部で、将来の退去時にその発生が見込まれる現状回復費用等相当額については、当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)及び当事業年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

当社は、商品先物取引関連事業を主業務とする投資・金融サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

商品先物取引関連事業の営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

商品先物取引関連事業の営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 個人主要 株主	村崎 稔	-	-	当社取締役 会長	(所有) 直接 3.2 間接 10.0	土地の購入	土地の購入	170,000	土地	-

(注) 土地の購入価額については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考に決定しております。

当事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	586円19銭	558円14銭
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり当期純損失金額()	4円03銭	8円19銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益金額又は当期純損失金額() (千円)	62,211	126,413
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純 損失金額()(千円)	62,211	126,413
期中平均株式数(千株)	15,437	15,437

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額または償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	511,163	51,517	19,855	542,824	367,010	16,731	175,813
構築物	23,415	3,445	-	26,860	22,369	663	4,491
車両	58,297	5,700	9,439	54,558	35,613	8,765	18,945
器具及び備品	78,869	2,234	285	80,818	50,237	5,315	30,581
土地	513,890	-	2,179 (2,179)	511,710	-	-	511,710
建設仮勘定	40,748	17,166	57,915	-	-	-	-
有形固定資産計	1,226,384	80,064	89,675 (2,179)	1,216,773	475,230	31,475	741,540
無形固定資産							
電話加入権	46,593	-	-	46,593	-	-	46,593
ソフトウェア	69,320	-	-	69,320	40,389	13,864	28,930
リース資産	50,500	-	-	50,500	16,833	10,100	33,666
無形固定資産計	166,413	-	-	166,413	57,223	23,964	109,189
長期前払費用	1,586	2,644	-	4,231	2,288	1,207	1,942

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 建設仮勘定の減少額は、社宅の建設完了に伴うもので建物へ49,419千円、構築物へ3,445千円等振替えたものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	10,330	10,553	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	36,076	25,522	-	平成28年～30年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	46,406	36,076	-	-

(注) 1. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)
リース債務	10,782	11,015	3,724

【引当金及び特別法上の準備金の明細】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(注)	1,749,643	24,984	175,573	393,484	1,205,570
賞与引当金	-	71,435	-	-	71,435
役員賞与引当金	30,000	30,000	30,000	-	30,000
訴訟損失引当金	-	54,851	-	-	54,851
商品取引責任準備金	27,031	156,998	161,168	-	22,860

(注) 貸倒引当金の「当期減少額」の「その他」は、担保価値の増加及び債権の回収に基づく取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	26,368
預金	
当座預金	713,849
普通預金	685,425
定期預金	420,000
別段預金	1,252
金銭信託	13,925,000
合計	15,771,897

委託者未収金

(イ)取引区分内訳

区分	金額(千円)
商品先物取引	98,808
外国為替証拠金取引	2,250
合計	101,058

(ロ)委託者未収金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	固定化営業 債権振替額 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)
(A)	(B)	(C)			$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$
399,605	17,562,547	17,807,169	53,924	101,058	99.1

売掛金

(イ)相手先

相手先	金額(千円)
店頭金地金購入顧客7名	30,623
合計	30,623

(ロ)売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
649,329	22,187,609	22,806,315	30,623	99.9	5.6

商品

品目	数量 (g)	金額 (千円)
金	122,000	556,198
白金	20,000	86,500
合計	142,000	642,698

貯蔵品

区分	金額 (千円)
切手及び収入印紙	2,936
合計	2,936

保管有価証券

区分	金額 (千円)
商品先物取引	6,268,931
外国為替証拠金取引	584,965
合計	6,853,896

差入保証金

区分	金額 (千円)
取引証拠金・自己	10,000
取引証拠金・直接預託	6,423,826
取引証拠金・差換預託	4,410,646
合計	10,844,473

委託者差金

区分	金額 (千円)
商品先物取引	5,226,733
外国為替証拠金取引	754,864
合計	4,471,868

買掛金

相手先	金額 (千円)
店頭金地金売却顧客 3 名	14,764
双日 (株)	24,705
合計	39,469

預り証拠金

区分	金額(千円)
商品先物取引	15,935,362
外国為替証拠金取引	12,480,925
合計	28,416,287

預り証拠金代用有価証券

区分	金額(千円)
商品先物取引	6,268,931
外国為替証拠金取引	584,965
合計	6,853,896

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
営業収益(千円)	1,409,271	2,773,631	4,734,687	6,336,467
税引前四半期(当期)純利益金額又は税引前四半期純損失金額()(千円)	110,531	330,543	171,544	442,292
四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額()(千円)	79,259	859,421	382,029	126,413
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	5.13	55.67	24.75	8.19

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	5.13	50.54	30.92	16.56

その他

訴訟として、当社が原告となる損害賠償請求件数が2件(請求額203,410千円)あります。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取及び売渡 買取場所 株主名簿管理人 取次所 買取及び売渡手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告が行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受けられる権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- 1 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
(第42期)(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)平成26年6月30日関東財務局長に提出
- 2 内部統制報告書及びその添付書類
平成26年6月30日関東財務局長に提出
- 3 四半期報告書及び確認書
(第43期第1四半期)(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)平成26年8月14日関東財務局長に提出
(第43期第2四半期)(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)平成26年11月14日関東財務局長に提出
(第43期第3四半期)(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)平成27年2月13日関東財務局長に提出
- 4 臨時報告書
平成26年7月1日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。
- 5 自己株券買付状況報告書
報告期間(自 平成26年5月1日 至 平成26年5月31日)平成26年6月6日関東財務局長に提出
報告期間(自 平成26年6月1日 至 平成26年6月30日)平成26年7月4日関東財務局長に提出
報告期間(自 平成26年7月1日 至 平成26年7月31日)平成26年8月7日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 6月26日

第一商品株式会社

取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	仁戸田 学 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	高島 雅之 印
----------------	-------	---------

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている第一商品株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一商品株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、第一商品株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、第一商品株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。